

財政再建プログラム試案

大阪府改革プロジェクトチーム

平成20年(2008年)4月

目 次

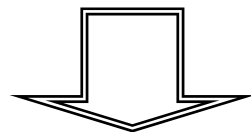
1	改革の目標	1
2	改革の期間	2
3	改革目標額	2
4	改革の内容	3
	《歳出・歳入の総点検・見直し》	
	事務事業の見直し	3
	歳入の確保	3 9
	出資法人	4 2
	公の施設	5 6
	主要プロジェクト	6 6
	借換債の増発	7 0

1 改革の目標

平成20年度から、「収入の範囲内で予算を組む」
財政健全化団体にならない

《大阪府財政非常事態宣言》

減債基金からの借入れと借換債の増発との決別を宣言



歳出・歳入の総点検、見直し ～「聖域なく」ゼロベース～

- 事務事業
- 歳入の確保
- 出資法人
- 公の施設
- 主要プロジェクト

2 改革の期間

H20年度からH22年度までの3年間を集中改革期間と定め、新たな財政構造改革に着手する。

3 改革目標額

(PT試案：一般財源ベース)

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度
(1) 一般施策経費	330	520	→ 520
(2) 建設事業	70	90	→ 90
(3) 人件費	300~400	(※) (450~600)	(※) → (450~600)
(4) 歳入等の確保	300~400	α	α
合計	1,100	(1,060~1,210+ α)	(1,060~1,210+ α)

(※) H21、H22年度の人件費の目標額は、H20の目標額を単純に平年ベースに置き換えたもの

4 改革の内容

《歳出・歳入の総点検、見直し》

事務事業

目標額設定の考え方

- ・事務事業をア)～オ)に区分。分類の性質に応じた見直し基準（削減率）を設定し見直しを行った。
 - ア) 法令での実施が義務付けられている等、府に事業量削減の裁量がないもの⇒見直し対象外
 - イ) 個人給付、府民の生命に関わる緊急性・重要性の高い事業、
社会的弱者の直接的な生活支援に関する事業 ⇒制度内容等を個別に精査
 - ウ) 維持管理経費 ⇒1割削減を目安に見直し
事務費 ⇒2割削減を目安に見直し
法令に根拠があるが、事業量を府の判断で決めることができるもの ⇒2割削減を目安に見直し
 - エ) 上記以外（府が独自に実施しており、事業量削減の裁量があるもの）⇒4割削減を目安とした個別精査
 - オ) その他（扶助費、公債費、貸付金、他会計繰出金等） ⇒個別精査
- ・建設事業は原則2割削減のほか個別見直しを行った。

見直しの視点

個別に精査することとした事業については、それぞれの施策分野の必要性を踏まえつつ、以下のような視点から聖域なく見直しを行った。

1. 財政が非常事態にあることを踏まえ、府が独自に取り組んでいる事業について、その必要性や必要量を見直し。
(例：私学助成（授業料軽減助成）、4 医療費公費負担助成事業、高齢者の生きがい・地域生活支援事業、警察官定数（政令定数外）、35 人学級編制)
2. セーフティネット的な事業であっても、所得制限や自己負担額を見直し。
(例：私学助成（授業料軽減助成）、4 医療費公費負担助成事業)
3. 費用対効果の観点から、高コストとなっている事業は見直し。
(例：人権相談推進事業費補助金、地域就労支援事業)
4. 市町村や民間との適切な役割分担の観点から、事業を見直し。
(例：私学助成（経常費助成）、高齢者の生きがい・地域生活支援事業、密集住宅市街地整備促進補助金)
5. 以下のような手法も検討。
 - 事業手法の見直し（例：観光振興事業、障がい者就労支援関係事業）
 - 事業の一時休止やスピードダウン（例：安威川ダム・槇尾川ダム事業、警察施設の建替え）
 - 国庫補助制度の有効活用（例：子育て支援関係事業、障がい者就労支援関係事業）

事務事業の見直しについて

分類	H20 概算一般財源 (通年) A	削減 目標率	H20 削減 見込額B	B/A	H21 削減 見込額C	C/A	主な見直し事業
ア 法令での実施が義務付けられている等、府に事業量削減の裁量がないもの	7,170億円	—	—	—	—	—	
イ・個人給付 ・府民の生命に関わる緊急性・重要性の高い事業 ・社会的弱者の直接的な生活支援に関する事業	375億円	個別 精査	20億円	5%	70億円	19%	府単独医療費助成（国民健康保険事業費補助金含む） 出産・育児応援事業 救命救急C運営関係事業 私学助成（授業料軽減） 障がい者就労支援関係事業
ウ・法令に根拠があるが、事業量を府の判断で決めることができるもの ・維持管理経費や事務費	985億円	10% 削減 又は 20% 削減	160億円	16%	240億円	24%	私学助成（経常費助成） 私立学校教職員共済事業補助金 府立大学運営費交付金 軽費老人ホーム事務費補助金 府営住宅
エ 上記以外（府が独自に実施しており、事業量削減の裁量があるもの）	335億円	40% 削減	105億円	31%	165億円	49%	大阪府人権協会補助金 人権相談推進事業費補助金 市町村振興補助金 私立学校退職金財団補助金 観光振興事業 海外施設運営費（機能拡充費含む） 関西国際空港ゲートウェイ機能強化促進事業 高齢者の生きがい・地域生活支援事業 子育て支援関係事業 地域見守り・コーディネーター関係事業 ITステーション関係事業 地域就労支援事業 小規模事業経営支援事業費補助金 企業立地促進補助金
オ その他（扶助費、公債費、貸付金、繰出金等）	3,270億円	個別 精査	45億円	1.5%	45億円	1.5%	
一般施策経費 合計	12,135億円		330億円	2.5%	520億円	4.5%	
一般施策経費 合計（ア及び公債費を除く）	2,125億円		330億円	16%	520億円	24%	

※一般施策経費とは…全歳出から職員給与と建設事業費を除いたもの

建設事業 合計	670億円		70億円	10%	90億円	13%	家畜保健衛生所再編整備事業 安威川ダム・槇尾川ダム事業 泉佐野丘陵緑地整備事業 密集住宅市街地整備促進補助金 警察施設（署、交番等）の建替え等
建設事業 合計（国直轄事業負担金を除く）	480億円		70億円	15%	90億円	19%	教育関係非常勤職員費、 時間講師・府立学校教務事務補助員等雇用費、 警察専門嘱託員については、人件費の効果額でカウント

主要検討事業

政策企画部

- 1 (財)大阪府人権協会補助金
- 2 人権相談推進事業費補助金

総務部

- 3 市町村振興補助金
- 4 市町村施設整備資金貸付金

生活文化部

- 5 私学助成(授業料軽減助成)
- 6 私学助成(経常費助成)
- 7 私立学校教職員共済事業補助金
- 8 私立学校退職金財団補助金
- 9 府立大学運営費交付金

にぎわい創造部

- 10 観光振興事業
- 11 海外施設運営費・海外施設機能拡充費
- 12 関西国際空港ゲートウェイ機能強化促進事業

健康福祉部

- 13 4医療費公費負担助成事業(国民健康保険事業費補助金含む)
- 14 子育て支援関係事業
- 15 救命救急センター運営関係事業
- 16 高齢者の生きがい・地域生活支援事業
- 17 地域見守り・コーディネーター関係事業
- 18 障がい者就労支援関係事業

商工労働部

- 19 地域就労支援事業
- 20 小規模事業経営支援事業費補助金
- 21 企業立地促進補助金

環境農林水産部

- 22 家畜保健衛生所再編整備事業

都市整備部

- 23 安威川ダム、槇尾川ダム事業
- 24 泉佐野丘陵緑地整備事業

住宅まちづくり部

- 25 府営住宅(建替え、管理等)
- 26 密集住宅市街地整備促進補助金
- 27 箕面森町(箕面北部丘陵整備事業会計繰出金)

公安委員会

- 28 警察官定数(政令定数外)
- 29 警察施設(署、交番等)の建替え等

教育委員会

- 30 教育関係非常勤職員費
- 31 時間講師・府立学校教務事務補助員等雇用費
- 32 35人学級編制

【主要検討事業1】(財)大阪府人権協会補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 1 6 2 (1 6 2)</p> <p>H20 暫定予算額 3 8 (3 8)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 1 2 4 (1 2 4)</p> <p>H21 効果額 1 6 2 (1 6 2)</p>	<p>1 事業目的 府と市町村が同和問題解決のための施策をはじめ、人権施策を推進していくため、協力機関である(財)大阪府人権協会に対して補助を行う。</p> <p>2 事業内容 ○府が全額補助している経費【^⑳通年：80百万円】 ・人件費(府派遣職員：3名) ・啓発事業 協会通信等の発行、人権侵害事例集の作成、公共交通機関等での啓発(地下鉄中吊り広告等) ・交流事業(広域的事業等) 府域7ブロックで共通テーマの下に交流会等実施 ・相談・自立支援事業 法律相談、人権総合相談窓口、人権相談事例の集約・分析 ○府：市町村＝1：1で補助している経費 【^⑳通年：82百万円】 ・人件費(プロパー職員等：11名) ・財団運営費(光熱水費、リース料、消耗品費等) ・交流事業(地域密着型事業) 各市町村での住民の交流会を実施</p> <p>3 事業開始年度 － (人権協会は、^⑭に府同促から改組)</p>	<p>1 見直しの考え方 ・人権施策のあり方・実施方法について、全面的に見直す。</p> <p>2 見直し内容 ・全面見直し</p> <p>3 実施時期 ・平成20年8月</p> <p>4 留意事項 ・法人との関係 ：平成20年度に、今後の協会の組織体制や事業のあり方等について、府・法人・市町村で協議・検討予定 ・市町村との関係 ：市町村の分担金支出との調整</p>

【主要検討事業2】人権相談推進事業費補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 5 6 (5 6)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 1 9 (1 9)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 3 8 (3 8)</p> <p><u>H21 効果額</u> 5 6 (5 6)</p>	<p>1 事業目的 地域における相談者の立場に立った人権相談事業を実施する市町村に対して補助を行う。</p> <p>2 事業内容 【事業内容】 ○相談窓口での面接・電話・手紙等による適切な助言並びに情報提供 ○事案に応じた適切な機関の紹介・取次ぎ ○人権問題の実情・課題・地域ニーズの把握 【事業主体】 ○実施主体 市町村 ※政令市・中核市を除く ○実施箇所 (66箇所) 人権文化センター等設置市町村 19市町 46箇所 その他の市町村 20市町村 20箇所 【補助の考え方】 500万円×市町村ごとの係数×補助率 1/2</p> <p>3 事業開始年度 平成 14 年度</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考：相談件数の推移】</p> <p>⑭ 5 4 3 件 (3 4 市町)</p> <p>⑮ 8 0 8 件 (3 8 市町)</p> <p>⑯ 1, 5 6 7 件 (4 0 市町村)</p> <p>⑰ 1, 7 1 4 件 (3 9 市町村)</p> <p>⑱ 2, 3 0 2 件 (3 9 市町村)</p> </div>	<p>1 見直しの考え方 ・平成 14 年度に 3 年間のモデル事業として制度導入したものであり、既に 6 年を経過しているが、相談件数に対する補助コストが極めて高く(約 2.4 万円/件*)になっており、廃止を求める。 (※コストは、H20 通年見込額を⑱相談件数で除したもの)</p> <p>2 見直し内容 ・事業の廃止</p> <p>3 実施時期 ・平成 20 年 8 月</p> <p>4 留意事項 ・市町村との関係 ：19 年度に相談機関の設置状況や事業実績を勘案した補助配分に変更したところ</p>

【主要検討事業3】市町村振興補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 1, 210 (1, 210)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 0 (0)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 610 (610)</p> <p><u>H21 効果額</u> 610 (610)</p>	<p>1 事業目的 市町村の自律的な行財政運営を支援。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の①～④の事業に対して補助。 ① 地方分権の推進 ② 行財政改革の促進 ③ 広域行政の促進 ④ その他、市町村の緊急課題への取組 ・ 補助率 2 / 3 以内 (基本的に 1 / 2) <p>(前回の見直し)</p> <p>財政再建プログラム案に基づき、平成 11 年度以降、公共施設の整備やまちづくり等に対する補助から、市町村が自律性を高めるための取組に対する支援に制度再構築 (経過措置有)</p> <p>3 事業開始年度 昭和 31 年度 ※創設当初は町村合併に対する支援) (現行名称は、昭和 40 年度から)</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府の役割の純化 補助採択している事業の多くは、市町村が本来自らの責任と財源により実施すべきもの。広域的自治体として府が果たすべき役割を純化する観点から制度を再構築。 <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、補助総額を概ね半減。 (例えば、補助対象から、②④を除外する等) <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の財政運営が厳しい中、総額確保や増額を求める声強い。

【主要検討事業4】市町村施設整備資金貸付金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 3,400 (3,400)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 0 (0)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 3,400 (3,400)</p> <p><u>H21 効果額</u> 3,400 (3,400)</p>	<p>1 事業目的 市町村の公共施設の整備を促進するため、地方債制度を補完する観点から資金を貸付。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付利率 財政融資資金と同率 ・貸付期間 5～25年以内(据置期間0～5年) ・貸付残高 H19.4月現在 約1,116億円 <p>(これまでの見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政再建プログラム案に基づき、平成11年度以降、貸付額を段階的に縮減 ⇒通常分▲概ね30%、まちづくり分は廃止 (H10 103億円⇒H13 41億円) ・行財政改革プログラム案において、H19以降、毎年1億円ずつ縮減し、H22に32億円とする予定。 <p>3 事業開始年度 昭和35年度</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政を取り巻く環境の変化／府の役割の純化 地方債の協議制移行、資産・債務改革に向けた取組の要請などにより、当該制度の意義や必要性が低下すると見込まれる。 このため、いったん現行制度を廃止し、例えば、地方債の自主調達が困難な市町村や、年度内の収支変動により財政運営が困難を極めた場合の市町村のセーフティネットとして、当該貸付制度を再構築。 <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いったん廃止し、上記の考え方にふさわしい制度(一定の条件を満たす団体・場合にのみ貸付)・規模に再構築。 ⇒ビルド分は新規事業としてカウント。 <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高金利の既貸付分の繰上償還(民間への借換え)を歳入の確保として別途検討。

【主要検討事業5】私学助成（授業料軽減助成）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見直し内容（P T案）																										
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 6, 8 5 8 (6, 6 6 3)</p> <p>H20 暫定予算額 2, 2 8 6 (2, 2 2 1)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 0 (0)</p> <p>H21 効果額 8 9 4 (8 8 6)</p> <p>※㊸は1年生にのみ 適用のため、平年 度化の1/3</p>	<p>1 事業目的 私立高等学校及び私立専修学校高等課程に通 う生徒の保護者負担の軽減を図るため、各学校 の行う授業料軽減事業に対し助成を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <table border="0"> <tr> <td>A 生活保護世帯</td> <td>3 5 万円</td> </tr> <tr> <td>B 年収 ～430万円</td> <td>2 5 万円</td> </tr> <tr> <td>C 年収 ～500万円</td> <td>1 8 万円</td> </tr> <tr> <td>D 年収 ～800万円</td> <td>1 2 万円</td> </tr> </table> <p>※生徒1人当たりの助成額（㊸予算） 大阪府 77,584円（全国2位） 全国平均 18,880円</p>	A 生活保護世帯	3 5 万円	B 年収 ～430万円	2 5 万円	C 年収 ～500万円	1 8 万円	D 年収 ～800万円	1 2 万円	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他府県と比較し、本府の制度が極めて高水準であることを踏 まえ、制度の見直しをはかる。 ・対象生徒割合が50%近くに及んでおり、事業実施の必要性が 低いと考えられる所得層については、廃止又は助成額を縮減。 <p>2 見直し内容</p> <table border="0"> <tr> <td>A 生活保護世帯</td> <td>3 5 万円→</td> <td>据置</td> </tr> <tr> <td>B-1 年収 ～288万円（非課税）</td> <td>2 5 万円→</td> <td>1 8 万円</td> </tr> <tr> <td>B-2 年収 ～430万円</td> <td>2 5 万円→</td> <td>1 6 万円</td> </tr> <tr> <td>C 年収 ～500万円</td> <td>1 8 万円→</td> <td>1 2 万円</td> </tr> <tr> <td>D-1 年収 ～680万円</td> <td>1 2 万円→</td> <td>8 万円</td> </tr> <tr> <td>D-2 年収 ～800万円</td> <td>1 2 万円→</td> <td>廃止</td> </tr> </table> <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度入学生から ※20年度入学生は、現行軽減助成制度を前提に入学 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との調整 <p>（参考）私立幼稚園3歳児保育料軽減助成 3歳児の就園促進の観点から、保護者負担の軽減のため助成 を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○助成額 20年度（通年）671百万円 ○助成単価 23,000円／園児 ○助成基準 所得制限なし <p>【見直し内容】 所得制限（年収680万円程度以下）を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施時期 21年度から ○効果額 185百万円 	A 生活保護世帯	3 5 万円→	据置	B-1 年収 ～288万円（非課税）	2 5 万円→	1 8 万円	B-2 年収 ～430万円	2 5 万円→	1 6 万円	C 年収 ～500万円	1 8 万円→	1 2 万円	D-1 年収 ～680万円	1 2 万円→	8 万円	D-2 年収 ～800万円	1 2 万円→	廃止
A 生活保護世帯	3 5 万円																											
B 年収 ～430万円	2 5 万円																											
C 年収 ～500万円	1 8 万円																											
D 年収 ～800万円	1 2 万円																											
A 生活保護世帯	3 5 万円→	据置																										
B-1 年収 ～288万円（非課税）	2 5 万円→	1 8 万円																										
B-2 年収 ～430万円	2 5 万円→	1 6 万円																										
C 年収 ～500万円	1 8 万円→	1 2 万円																										
D-1 年収 ～680万円	1 2 万円→	8 万円																										
D-2 年収 ～800万円	1 2 万円→	廃止																										

【主要検討事業6】私学助成（経常費助成）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見直し内容（PT案）																																							
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 小中高 32,762 (27,709) 幼稚園 16,566 (13,939) 専 各 1,115 (1,115)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 小中高 10,921 (9,237) 幼稚園 5,617 (4,739) 専 各 372 (372)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 4,517 (3,815)</p> <p><u>H21 効果額</u> 6,776 (5,723)</p>	<p>1 事業目的 教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立学校の健全な発展に資する。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校・園の運営経費への補助金 ・補助額＝単価×児童・生徒数 ・単価の決定ルール 国標準額（交付税単価＋国補助額）と標準教育費の1/2のいずれか低い方を適用 <p>【19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 @293,560円（国標準額） ・中学校 @286,446円（国標準額） ・小学校 @262,150円（標準教育費の1/2） ・幼稚園 @160,652円（国標準額） ・専修学校（高等課程） @293,560円（高等学校と同額） <p>【20年度（通年見込額）】 19年度単価を据置 （小学校は従来ルールにより単価低下）</p>	<p>1 見直しの考え方 公立学校教育の経費削減を踏まえ、経常費に係る私学助成について削減する。</p> <p>2 見直し内容</p> <p>高校・幼稚園・専各 ▲10% 小中学校 ▲30% →公立学校教育の経費削減を踏まえ、原則として▲10%とするが、小中学校については義務教育であり公立学校の受け皿があること、標準教育費（注）が高校と小中学校とでは2割、3割の差があることから、小中学校については▲30%とする。</p> <p>（注）公立学校に置き換えた場合の児童生徒一人当たりの所要経費</p> <p>3 実施時期 ・平成20年度（◎は削減率×8/12）</p> <p>4 留意事項 ・関係団体との調整</p> <p>（参考）標準教育費と私学助成単価の小中高比較</p> <table border="1" data-bbox="1193 1169 2038 1337"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">標準教育費</th> <th colspan="2">私学助成単価</th> <th colspan="3">見直し案</th> </tr> <tr> <th></th> <th>対高校</th> <th></th> <th>対高校</th> <th></th> <th></th> <th>対高校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校</td> <td>735,500</td> <td></td> <td>293,560</td> <td></td> <td>▲10%</td> <td>264,204</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学</td> <td>594,700</td> <td>8割</td> <td>286,446</td> <td>10割</td> <td>▲30%</td> <td>200,512</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>小学</td> <td>524,300</td> <td>7割</td> <td>254,050</td> <td>9割</td> <td>▲30%</td> <td>177,835</td> <td>7割</td> </tr> </tbody> </table>		標準教育費		私学助成単価		見直し案				対高校		対高校			対高校	高校	735,500		293,560		▲10%	264,204		中学	594,700	8割	286,446	10割	▲30%	200,512	8割	小学	524,300	7割	254,050	9割	▲30%	177,835	7割
	標準教育費			私学助成単価		見直し案																																			
		対高校		対高校			対高校																																		
高校	735,500		293,560		▲10%	264,204																																			
中学	594,700	8割	286,446	10割	▲30%	200,512	8割																																		
小学	524,300	7割	254,050	9割	▲30%	177,835	7割																																		

【主要検討事業7】私立学校教職員共済事業補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 690 (690)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 0 (0)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 690 (690)</p> <p><u>H21 効果額</u> 345 (345)</p>	<p>1 事業目的 私立学校教職員の福利厚生を図り、私立学校教育の振興を図る。</p> <p>2 事業内容 独立行政法人日本私立学校振興・共済事業団が行う私立学校教職員共済事業に対し、学校法人及び私立学校教職員が納入する長期給付の掛金の一部を補助する。</p> <p>補助総額＝組合員数×標準給与×12×補助率 補助率＝8／1000</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率を引下げ ・府の財政状況を踏まえ、㊹は補助を休止 <p>2 見直し内容</p> <p>㊹(通年) 8／1000 ⇒ ㊹休止、㊺以降 4／1000</p> <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度から (㊹は休止、㊺以降は補助率を引下げ) <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との調整 ：もともとは全都道府県8／1000で横並びであったが、現在は一部団体において補助率が引下げられている。

【主要検討事業8】私立学校退職金財団補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (P T案)
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 1, 230 (1, 230)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 0 (0)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 1, 230 (1, 230)</p> <p><u>H21 効果額</u> 615 (615)</p>	<p>1 事業目的</p> <p>私立学校に優秀な教職員を確保し、その定着を図るために設立された(財)大阪府私立学校退職金財団の退職金給付及び給付積立金に対して補助を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <p>補助総額＝加入者数×標準給与×12×補助率</p> <p>(補助率)</p> <p>⑱ 36 / 1000 → ⑳ 28 / 1000 (全国平均レベル)</p> <p>※行革プログラム案に掲げている見直し内容</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率を全国最低水準に見直し ・府の財政状況を踏まえ、⑳は補助を休止 <p>2 見直し内容</p> <p>⑱ (現行) 36 / 1000</p> <p>⑳ (通年) 28 / 1000 (全国平均レベル)</p> <p>⇒ ㉑ 休止、㉒ 以降 14 / 1000 (全国最低レベル)</p> <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度から (㉑は休止、㉒以降は補助率を引下げ) <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との調整

【主要検討事業9】府立大学運営費交付金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 11,823 (11,823)</p> <p>H20 暫定予算額 3,710 (3,710)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 1,521 (1,521)</p> <p>H21 効果額 2,171 (2,171)</p>	<p>1 事業目的 公立大学法人大阪府立大学の運営に要する経費を負担する。 (地方独立行政法人法) 第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p> <p>2 事業内容 大学運営に係る支出見込額(人件費、管理運営経費等)から大学の収入見込額(授業料等)を差し引いた差額を支給。 交付金の積算方法は、法に基づく中期計画(6ヵ年)に規定。知事が認可。 〔ただし、『大阪府の「予算編成にかかる基本方針」及び「予算編成要領」によっては、算定ルールを適用して計算された運営費交付金を調整する場合がある。』と計画に記載〕</p> <p>3 事業開始年度 平成17年度(地方独立行政法人化)</p>	<p>1 見直しの考え方 ・府の事務事業等の見直しを参考に支出額を見直し ・他の公立大学等を参考に、㊸から入学料を見直すとともに、㊹以降の授業料値上げについて検討。</p> <p>2 見直し内容 【支出】 174億円→161億円(▲13億円) 人件費、一般の研究費、維持管理経費 ▲ 10% 事務費 ▲ 20% 特定の事業にかかる経費 ▲ 40% 施設改修費、備品購入費 見合わせ</p> <p>【収入】 54億円→56億円(+2億円) 入学金 府内：282,000円→382,000円(+100千円) 府外：382,000円→564,000円(+182千円)</p> <p>3 実施時期 ・平成20年度 〔支出：㊸は削減率×8/12 収入：㊸に通年の効果額(㊹入学生の入学金が㊸収入)〕</p> <p>4 留意事項 ・中期計画の修正が必要。</p>

【主要検討事業 10】観光振興事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 160 (160)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 28 (28)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 88 (88)</p> <p><u>H21 効果額</u> 131 (131)</p>	<p>1 事業目的 2010年度までに来阪外国人旅行者数を300万人程度とするためのプロモーションを展開するとともに、教育や産業など多様な交流を促進。</p> <p>2 事業内容 (主なもの) (財)大阪観光コンベンション協会(OCTB)への補助という形で以下の事業を実施。</p> <p>①交流型観光集客促進センター設置(31百万円) 視察交流の専門組織を立ち上げ、教育旅行誘致や産業交流のニーズ調査等を実施。</p> <p>②個人旅行客取込み(対韓国・台湾向け)(15百万円) インターネットを活用したPRや、若年世代の趣向を捉えたツアー造成。</p> <p>③大阪の魅力発信(20百万円) ・3府県連携(京都、兵庫)によるトッププロモーションや、交流協定を活かしたミッション派遣等(対中国) ・新規市場調査(対東南アジア) ・現地旅行者向け下見招待旅行(対アメリカ、オーストラリア)</p> <p>④国内観光客の取り込み(9百万円) ・首都圏等における3府県合同キャンペーン ・シニア向け旅行商品の造成 ・修学旅行誘致事業</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西への旅行者数を増やすための広域的取組みに重点化 ・大阪への誘客のために旅行商品を造成するといった事業の仕組みを改める ・OCTBの自立化を促進するために、府派遣職員は引上げ <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Webによる観光情報の提供についても経費を精査 ・3府県連携トッププロモーションに係る経費は存続 ・従来のような大阪への誘客のための旅行商品造成やミッション派遣は、府事業としては廃止 <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市、他府県との共同事業の調整

【主要検討事業 11】 海外施設運営費・海外施設機能拡充費

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (P T 案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 204 (204)</p> <p>H20 暫定予算額 79 (79)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 22 (22)</p> <p>H21 効果額 105 (105)</p>	<p>1 事業目的 海外事務所及びプロモーションデスクを設置し、外国企業誘致及び府内企業等の貿易・投資等の国際経済活動を促進。</p> <p>2 事業内容</p> <p>①海外事務所の運営 (70 百万円) ※上海、シンガポール、カリフォルニア、ロッテルダム (財)大阪国際ビジネス振興協会 (IBO) と共同設置。同協会に運営委託。</p> <p>②プロモーションデスクの運営 (3 百万円×7 か所) ※ベトナム、オーストラリア、インド、遼寧省、中国華南、韓国、タイ 海外事務所に代わる効率的・効果的な機能とし設置。引合斡旋、貿易投資相談、市場調査等を現地法人等に委託。</p> <p>③ IBO 国内事業 (30 百万円+人件費(府派遣、プロハ-)62 百万円) IBO の会員企業に対する貿易相談、ビジネスマッチング、情報提供など</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※海外事務所 ロッテルダム：所長 1 名、次長(現採)1 名、現採 1 名 シンガポール：所長 1 名、次長(現採)1 名、現採 1 名 (府市共同設置) 上海：所長 1 名、次長 1 名、現採 1 名 (府市共同設置) カリフォルニア：所長 1 名、現採 2 名</p> </div>	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状況を踏まえ、府の海外事務所を廃止し、機動性の高いデスク方式へ転換 (ただし、上海事務所は、市場としての有望性に鑑み、当面存続) IBO の会員向け事業については、統合予定先の産振機構の事業への効果的な統合を図る <p>2 見直し内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 海外事務所は、平成 20 年度末で廃止 (除上海) プロモーションデスクは、配置効果を検証の上、設置箇所を毎年度決定 IBO 国内事業のうち、貿易相談やビジネスマッチングなどについては、機構事業への統合を検討 <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外事務所に併設する府内中小企業向け共同オフィスの扱いにつき要調整 (シンガポール、ロッテルダム)

【主要検討事業 12】 関西国際空港ゲートウェイ機能強化促進事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 246 (246)</p> <p>H20 暫定予算額 0 (0)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 0 (0)</p> <p>H21 効果額 246 (246)</p> <p>他、国内外エアポート プロモーションの経費と して3百万円</p>	<p>1 事業目的 関空のアジアのゲートウェイ、貨物ハブとしての機能を強化するため地元自治体・経済界と関空会社が連携して就航促進事業を実施。</p> <p>2 事業内容 (主なもの)</p> <p>①航空ネットワークの充実強化 (就航奨励一時金の支給など)</p> <p>②空港の利便性・魅力向上 (集客イベント、鉄道・バスの割引きっぷ、観光振興等)</p> <p>③貨物便の集積、ネットワークの充実強化 (貨物便就航奨励一時金制度の創設)</p> <p>3 事業主体 関西国際空港全体構想促進協議会 (事務局：府)</p> <p>4 総事業費 6億8,200万円 ・自治体5億3,200万円 (うち府2億4,600万円) ・経済界1億5,000万円</p> <p>5 事業開始年度 平成17年度</p>	<p>1 見直しの考え方 ・府の財政状況に鑑み廃止</p> <p>2 見直し内容 ・平成21年度から廃止</p> <p>3 実施時期 ・平成21年度</p> <p>4 留意事項 ・関空二期事業推進及び関空会社の安定的な経営基盤の確立のために、国から求められている事業 ・他団体との調整が必要</p>

【主要検討事業13】4 医療費公費負担助成事業（国民健康保険事業費補助金含む）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見直し内容（PT案）
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 21,947 (21,947)</p> <p>H20 暫定予算額 7,316 (7,316)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 1,356 (1,356)</p> <p>H21 効果額 4,068 (4,068)</p>	<p>1 事業目的・内容</p> <p>◆ 4 医療費助成 老人、障がい者、乳幼児、ひとり親家庭を対象に、医療機関での一定の自己負担（入・通院各500円/日、月2回分まで）以外は無料となるよう助成。府は、市町村が実施する医療費助成事業に対して1/2を補助。（所得制限有） (参考) H13.4～ 大阪市 3/5→1/2 H18.4～ 大阪市以外 3/5→1/2</p> <p>◆ 国民健康保険事業費補助 (国保精神通院・結核医療給付)</p> <p>国保加入者の精神通院医療・結核医療給付に係る助成。患者自己負担1割の1/4を市町村国保・国保組合に対して補助。 (参考) H20 通年見込額 300 百万円</p> <p>2 事業開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療：S47. 1月～ ・障がい者医療：S49. 1月～ ・ひとり親家庭医療：S55. 10月～ ・乳幼児医療：H5. 10月～ <p>・国保医療給付（精神通院・結核）：S55～</p>	<p>1 見直しの考え方及び見直し内容</p> <p>◆ 4 医療費助成 各種社会保障制度の受益者負担が1割負担に定着しつつあること、大阪府の財政状況及び他府県の所得制限とのバランスを考慮し、制度の見直しを行う。 【患者自己負担】500円×2回/月 ⇒ 1割負担 ※ 現行患者自己負担上限額(2,500円/月)は存続。 ※ 患者1割負担を導入している団体(H19年4月現在) ⇒9道都県(北海道、青森、山形、富山、東京、兵庫、島根、岡山、高知) ※ いずれも、低所得者等への負担軽減措置を実施</p> <p>【所得制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者：障害基礎年金⇒特別障害者手当準拠 ※ 単身収入650万円程度⇒520万円程度 ・乳幼児：児童手当特例給付⇒児童手当準拠 ※ 4人世帯収入860万円程度⇒780万円程度 ・ひとり親：児童扶養手当準拠→（現行どおり） <p>◆ 国民健康保険事業費補助（国保精神通院・結核医療給付） 公費負担制度が1割となっており、受益者負担との均衡を図る観点から、事業廃止。</p> <p>2 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年11月（府民への周知及び市町村、関係団体等との協議・調整のための期間を考慮。） <p>3 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者自己負担（500円×2回/月）が1割負担化。 ・府制度見直しに伴い、市町村が制度をそのまま維持するか判断。

【主要検討事業 14】子育て支援関係事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 1, 159 (1, 159)</p> <p>H20 暫定予算額 386 (386)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 114 (114)</p> <p>H21 効果額 772 (772)</p>	<p>1 事業目的・内容</p> <p>① 出産・育児応援事業 645(645) 出産・子育てを社会全体で支える機運づくりを促すとともに、経済的負担感の軽減を図るため、第3子以降の出生1人につき5万円を支給 (対象：約1,000人/月)</p> <p>② 子育て支援保育士事業 【AP】464(464) 在宅子育て家庭向けに育児相談や園庭開放等を行う民間保育所に対する補助(政令・中核除く) (平成20年度：290箇所)</p> <p>③ 家庭支援推進保育所事業 【AP】50(50) 配慮を要する家庭やひきこもりがちな在宅子育て家庭に対して家庭訪問や出前保育等を行う保育所に対する補助(政令・中核除く) (平成20年度：21箇所)</p> <p>2 事業開始年度</p> <p>① 平成19年11月～ ② 平成17年度～ ③ 平成16年度～</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <p>①については、平成20年11月より見直し。 所得制限を実施(児童扶養手当に準拠。収入460万円程度)</p> <p>②及び③については、平成21年度より廃止。 類似の国庫補助事業に集約化。 (国庫補助事業の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 622(311)(平成20年度：166箇所) ・こんにちは赤ちゃん事業 ・育児支援家庭訪問事業 <p style="text-align: right;">} 市町村が直接国庫を受けて実施</p> <p>2 留意事項</p> <p>① 所得制限の導入により市町村の事務量が増大。 ② 各市町村において事業廃止又は市独自の継続の判断が必要。</p>

【AP】：健康福祉アクションプログラム事業

【主要検討事業 15】救命救急センター運営関係事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 3, 9 8 8 (1, 9 3 4)</p> <p>H20 暫定予算額 1, 3 9 1 (7 0 7)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 2 4 5 (2 4 5)</p> <p>H21 効果額 6 1 1 (6 1 1)</p>	<p>①救命救急センター運営補助 387(235)</p> <p>【国庫補助 国 1/3・府 1/3・設置者 1/3】 国立と公立を除く 4ヶ所（関西医大附属病院・近畿大附属病院・済生会千里・三島）の各救命救急センターに対する運営補助</p> <p>【府単独補助】 <u>大阪赤十字病院に対する運営補助（昭和 51 年度～）</u> 府が独自に三次救急医療機関に位置づけ、単独の運営補助（平成 21 年度までの経過措置） 38(38)</p> <p><u>三島救命救急Cに対する単独加算（平成 6 年度～）</u> 単独設置型救命救急Cの増嵩経費の一部（単独設置と一般病院併設の場合との医師数の差に対して）について定額補助 45(45) (高槻市、島本町等で財団法人を設置)</p> <p>②泉州救命救急センター運営委託 1,720(865) 委託先：泉佐野市 (平成 6 年度～)</p> <p>③中河内救命救急センター運営委託 1,880(834) 委託先：府保健医療財団 (平成 10 年度～)</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <p><u>①のうち府単独補助について、平成 21 年度より廃止</u> すでに救急救命センターとしての診療報酬算定がなされていること、新たに三次救急医療機関に指定される病院には単独補助がないこと、などとの整合性を図る。 ※ 平成 20 年度は激変緩和として 10%縮減</p> <p><u>②及び③について、平成 20 年度から 10%縮減</u> <u>平成 21 年度に向けて運営形態の見直しを検討</u> 極めて高いコストがかかっているため、既存の病院を三次救急医療機関に指定するなど、運営形態の見直しを検討する。 平成 20 年度は、府財政の状況等を踏まえ、10%の経費縮減を図る。</p> <p>2 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急救命センターの運営に対する府の役割をどう考えるか。

【主要検討事業 16】高齢者の生きがい・地域生活支援事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u></p> <p>3, 500</p> <p>(3, 497)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u></p> <p>1, 154</p> <p>(1, 154)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u></p> <p>504</p> <p>(504)</p> <p><u>H21 効果額</u></p> <p>1, 165</p> <p>(1, 162)</p>	<p>1 事業目的 高齢者の生きがい(活動)支援や地域生活を支援</p> <p>2 事業内容・開始年度</p> <p>(1) 高齢者に対する生きがい(活動)支援：⑩通年 80(80)百万円 (ア) ●高齢者大学アクティブシニア事業 [S54~旧老人大学講座]：44(44)百万円 生きがい支援のための各種講座を開催(25科目) 補助先：地域福祉推進財団 定員：900名 受講料：23千円 ●シルバーアドバイザー養成事業【AP】[S63~]：21(21)百万円 地域福祉活動を担うボランティア育成のための講座を開催(9科目) 補助先：地域福祉推進財団 定員：340名 受講料：5千円 (イ) ●アクティブシニアあふれる大阪構想事業 [H18~]：15(15)百万円 団塊の世代向けの講座、大学セミナー(府立大学)、フェア(見本市)開催 「アクティブシニアの日(毎月15日)」の制定、普及啓発 講座・フェア参加者：⑨約6,000名 大学セミナー参加者：⑨約100名</p> <p>(2) 高齢者に対する生活支援：⑩通年 743(740)百万円 ●高齢者在宅生活総合支援事業(①~④市町村補助事業：補助率1/2) ①高齢者住宅改造助成事業 [S48~]：271(271)百万円 ⇒便所・浴室等のバリアフリー化に要する工事費用を補助、⑩予定：31市町村 ②見守り訪問活動事業 [H12~]：42(42)百万円 ⇒独居高齢者への訪問・安否確認に要する費用を補助、⑩予定：全市町村 ③高齢者コミュニティワークス地域支援事業【AP】[H10~]：5(5)百万円 ⇒高齢者グループの事業立上げに要する費用を補助、⑩予定：10市町 ④街かどデイハウススタッフ研修事業：11(11)百万円(単独) など ●街かどデイハウス支援事業 [H10~]：373(373)百万円 民間、NPOが設置するデイハウスの運営費補助(市町村補助1/2) 実施箇所数：134ヶ所(29市町) 補助上限額：600万円/1箇所</p> <p>(3) 軽費老人ホーム事務費補助金 [S46~]：⑩通年 2,677(2,677)百万円 補助対象施設数：80施設(A型16施設、ケアハウス64施設) うち民改費加算、施設機能加算など342(342)百万円</p> <p>※軽費老人ホームとは、要介護ではないが、身体機能の低下、家庭環境等の理由により、居宅で独立して生活することが困難な60歳以上の高齢者が入所する施設</p>	<p>1 見直しの考え方・実施時期</p> <p>(1)事業は平成20年8月に事業廃止 (ア事業)高齢者の生きがい(活動)支援は、本来、市町村で実施されるもの。財団が引き続き実施する場合は、受益者負担の範囲で自主事業化 (イ事業)市町村との役割を精査し、手法と効果を再度検証</p> <p>(2)事業は平成21年度に事業廃止 (①③事業は、平成20年8月に事業廃止) ・介護保険対象外の高齢者へのサービスは、平成18年度に制度化された地域支援事業(府の義務負担を伴う国制度)の範囲内で市町村が事業内容・規模を任意で判断し実施</p> <p>(3)事業は平成20年8月から加算廃止 ・民改費加算、施設機能加算などを廃止</p> <p>2 留意事項</p> <p>・実施主体(市町村等)において、制度廃止又は独自負担による継続の判断が必要</p>

【AP】：健康福祉アクションプログラム事業

【主要検討事業17】地域見守り・コーディネーター関係事業

- ①「コミュニティソーシャルワーク機能」配置促進事業費補助金 ②小地域ネットワーク活動推進事業補助金 ③高齢者医療・健康・福祉サポーター機能等支援事業
④障がい者生活支援センターパワーアップ事業 ⑤障がい者サービス利用サポーター事業 (単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)																																																																																				
<p>予 算</p> <p>◇H20 通年見込額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ</td> <td>546</td> <td>546</td> </tr> <tr> <td>小地域</td> <td>325</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td>高齢サポート</td> <td>168</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>センターパワーアップ</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,103</td> <td>1,103</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇H20 暫定予算額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ</td> <td>182</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>小地域</td> <td>108</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>高齢サポート</td> <td>56</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>センターパワーアップ</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>367</td> <td>367</td> </tr> </tbody> </table> <p>効果見込額</p> <p>◇H20 効果額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ</td> <td>36</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>小地域</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>高齢サポート</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>センターパワーアップ</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>73</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇H21 効果額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ</td> <td>546</td> <td>546</td> </tr> <tr> <td>小地域</td> <td>325</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td>高齢サポート</td> <td>168</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>センターパワーアップ</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,103</td> <td>1,103</td> </tr> </tbody> </table>		事業費	一般財源	コミュニティ	546	546	小地域	325	325	高齢サポート	168	168	センターパワーアップ	42	42	サービス	22	22	合 計	1,103	1,103		事業費	一般財源	コミュニティ	182	182	小地域	108	108	高齢サポート	56	56	センターパワーアップ	14	14	サービス	7	7	合 計	367	367		事業費	一般財源	コミュニティ	36	36	小地域	22	22	高齢サポート	11	11	センターパワーアップ	3	3	サービス	1	1	合 計	73	73		事業費	一般財源	コミュニティ	546	546	小地域	325	325	高齢サポート	168	168	センターパワーアップ	42	42	サービス	22	22	合 計	1,103	1,103	<p>○ 事業目的及び事業内容</p> <p>【①「コミュニティソーシャルワーク機能」配置促進事業費補助金】【AP】 要援護者に対するセーフティネット体制構築のため、「見守り」「つなぎ」を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を「中学校区単位」で配置する市町村に対して助成。 ・580万円/1箇所(府1/2・市町村1/2)・⑩実施箇所数:183箇所・事業開始:H16年度</p> <p>【②小地域ネットワーク活動推進事業補助金】 住民参加による「支え合い・助け合い」活動体制整備のため、市町村を通じて「小学校区単位」での地域活動を支援する「市社協」に対して助成。 ・府1/2・市町村1/2 ・「地区福祉委員会」活動助成(500千円×530地区) ・「コミュニティワーカー」設置費(3,000千円×114名)・事業開始:H10年度</p> <p>【③高齢者医療・健康・福祉サポーター機能等支援事業】【AP】 高齢要援護者に対する「見守り」「つなぎ」機能強化のため、「府社協」に対して助成。 ・⑩「支援相談員」数48名 ・320万円/人 ・定額補助 ・事業開始:H16年度</p> <p>【④障がい者生活支援センターパワーアップ事業】【AP】 障がい者の地域生活支援と市町村相談体制強化のため、「ケアマネジメント推進員」を配置する市町村へ助成。 ・320万円/1箇所 ・府1/2・市町村1/2 ・⑩配置箇所:14箇所 ・事業開始:H16年度</p> <p>【⑤障がい者サービス利用サポーター事業】【AP】 市町村相談支援機能の補完と施設入所者の地域移行促進のため、「地域生活サポーター」を配置する施設へ助成。 ・320万円/1箇所 ・定額補助 ・⑩実施箇所数:11箇所 ・事業開始:H17年度</p>	<p>1 見直しの考え方及び内容</p> <p>・本府補助は平成21年度から廃止 *実施主体(市町村等)との調整に時間を要するため、平成20年度は事業費を10%縮減。 ・地域における要援護者に対する「見守り」「つなぎ」「相談」などは、市町村において実施されるもの。</p> <p>2 留意事項</p> <p>・実施主体(市町村等)において、独自事業としての存廃の判断が必要。</p> <p>【AP】:健康福祉アクションプログラム事業</p>
	事業費	一般財源																																																																																				
コミュニティ	546	546																																																																																				
小地域	325	325																																																																																				
高齢サポート	168	168																																																																																				
センターパワーアップ	42	42																																																																																				
サービス	22	22																																																																																				
合 計	1,103	1,103																																																																																				
	事業費	一般財源																																																																																				
コミュニティ	182	182																																																																																				
小地域	108	108																																																																																				
高齢サポート	56	56																																																																																				
センターパワーアップ	14	14																																																																																				
サービス	7	7																																																																																				
合 計	367	367																																																																																				
	事業費	一般財源																																																																																				
コミュニティ	36	36																																																																																				
小地域	22	22																																																																																				
高齢サポート	11	11																																																																																				
センターパワーアップ	3	3																																																																																				
サービス	1	1																																																																																				
合 計	73	73																																																																																				
	事業費	一般財源																																																																																				
コミュニティ	546	546																																																																																				
小地域	325	325																																																																																				
高齢サポート	168	168																																																																																				
センターパワーアップ	42	42																																																																																				
サービス	22	22																																																																																				
合 計	1,103	1,103																																																																																				

【主要検討事業18】障がい者就労支援関係事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (P T 案)
予 算 H20 通年見込額 2 9 4 (2 5 2) H20 暫定予算額 9 8 (8 4) 効果見込額 H20 効果額 1 6 9 (1 4 1) H21 効果額 2 9 4 (2 5 2)	1 事業目的・内容 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (1)障がい者に対して、就労面の支援を行い、就労を促進する。52 (49) </div> ① <u>企業開拓強化事業</u> ：34(34) 障がい者の就労実習・雇用先となる企業の開拓 目標：新規雇用企業開拓 150 社、訪問 1 万社 ② <u>職場実習強化事業</u> ：12(12) 障がい者の職場実習協力企業への奨励金支給 障がい者実習 一人当たり 2 千円/日 目標：実習者数 500 人 ③ <u>職場定着支援強化事業</u> ：6(3) 就労アドバイザーの派遣による職場定着支援 就労支援アドバイザー(有償ボランティア;18名)派遣 2 千円/日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (2)IT による障がい者の社会参加・就労支援拠点「大阪府 IT ステーション」を運営する。242 (203) </div> ④ <u>IT ステーション運営費</u> ：63(63)【AP】 IT ステーションの維持管理費・機器リース料等 ⑤ <u>障がい者 IT 総合推進事業</u> ：68(34)【AP】 IT 講習会の実施経費 ⑥ <u>障がい者テレワーク推進事業</u> ：41(36)【AP】 テレワーク養成、及びテレワーク受注支援 ※テレワーク：IT を利用した居宅等での就労者 ⑦ <u>障がい者 IT 就労支援事業等</u> ：70(70) 府庁からの IT ステーションへの業務発注支援等 ④～⑦委託/補助先：(社福)大阪障害者団体連合会 2 事業開始年度 (1)平成 19 年度～ (2)平成 16 年度～ (IT ステーション開所；16 年 9 月)	1 見直しの考え方 (1) <u>就労支援関係事業は平成 21 年度廃止(事業③は H20 廃止)</u> 障がい者就労支援事業は、ハローワーク等との役割分担を踏まえ、その必要水準を精査し、国庫補助事業(就業・生活支援センター事業)等に集約。 ※ <u>就業・生活支援センター事業(国庫補助事業)</u> ：⑳83(41) ㉑9 箇所(他に準備センター 7 箇所)で、障がい者の地域における就労・生活支援の充実を図る (2) <u>IT ステーション関係事業は平成 20 年 8 月～全面見直し</u> 大阪府 IT ステーション関係事業は、事業実績を検証するとともに、他の就労支援事業の活用も含め、より有効性・効率性が確保される実施手法を検討。 【事業実績(⑩～⑱年度末見込)】 ⑩～⑱総事業費：約 9 億円 IT 講習受講者：延べ 6,870 人⇒受講後の社会参加の状況 } テレワーク登録者：73 人⇒自立の効果等 } について確認が必要 2 留意事項 ・関係団体との調整が必要

【AP】：健康福祉アクションプログラム事業

【主要検討事業 19】地域就労支援事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 9 3 (9 3)</p> <p>H20 暫定予算額 1 9 (1 9)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 7 4 (7 4)</p> <p>H21 効果額 9 3 (9 3)</p>	<p>1 事業目的 障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労できない就職困難者に対する就労支援事業を実施する市町村に対し補助等を行う。</p> <p>2 事業内容 ○地域就労支援事業費補助金 90,618 千円 【事業内容】 ・地域就労活性化事業（講習・講座、事業広報等） ・広域連携事業（複数市町村による共同事業等） ・コーディネーター活動推進事業（コーディネーター設置経費） 【事業主体】 ・実施主体 市町村 ※政令市を除く （19年度 41市町村、63地域就労支援センター） 【補助の考え方】 ・補助率 1/2 ・補助限度額 1市町村あたり5百万円（基本） ○地域就労支援コーディネーター養成研修委託 1,270 千円 ：養成講座の企画・実施 ○地域就労支援促進事業 1,053 千円 ：事業実施に伴う新たな課題等の検討調査</p> <p>3 事業開始年度 平成 14 年度</p>	<p>1 見直しの考え方 ・平成 14 年度の制度導入後、既に 6 年を経過しているが、相談人数あたりの補助コストが約 2.8 万円／件※、就労者あたりの補助コストが約 13 万円／人※と割高であり、廃止を求める。 (※コストは、H20 通年見込額を⑱相談実人数、就労者で除したもの)</p> <p>2 見直し内容 ・事業の廃止</p> <p>3 実施時期 ・平成 20 年 8 月</p> <p>4 留意事項 ・市町村との関係 平成 19 年度に補助メニューの整理統合を行ったばかり。</p> <p>【参考：相談件数等の推移】</p> <p>⑰ 相談実人数 4,879 人 就労者 950 人 (42 市町村)</p> <p>⑱ 相談実人数 3,924 人 就労者 789 人 (42 市町村)</p> <p>⑲ 相談実人数 3,311 人 就労者 719 人 (41 市町村)</p>

【主要検討事業 20】小規模事業経営支援事業費補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 2, 432 (2, 432)</p> <p>H20 暫定予算額 811 (811)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 648 (648)</p> <p>H21 効果額 973 (973)</p>	<p>1 事業目的 小規模事業者等の振興を図るため、府内商工会・商工会議所及び大阪府商工会連合会が行う経営改善普及事業等に対して補助を行う。</p> <p>2 事業内容 ○商工会・商工会議所・商工会連合会等に対する補助 【2, 258百万円】 (補助内容) ・人件費 (経営指導員等 434人) ・事業費 (セミナー・講習会開催、記帳指導、普及啓発等) ・事務費 (経営指導に要する旅費、調査研究費等) ○商工会議所及び商工会連合会で共同設置している地域貢献型企業経営サポートセンターに対する補助 【174百万円】 (補助内容) ・人件費 (経営指導員等 16人) ・事業費 (セミナー・講習会開催、嘱託専門指導員等) ・事務費 (経営指導に要する旅費、調査研究費等)</p> <p>3 事業開始年度 － (昭和35年度?)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考：経営指導員の相談指導件数の推移】</p> <p>⑩ 124, 157件</p> <p>⑪ 119, 636件</p> <p>⑫ 140, 722件</p> </div>	<p>1 見直しの考え方 ・相談件数に対する補助コストが高く (約1.7万円/件*)、また、人件費補助中心となっている現状を踏まえ、費用対効果、効果的な事業手法等の観点から、補助内容の精査・検証を行う。 (※コストは、H20通年見込額を⑩相談指導件数で除したもの)</p> <p>2 見直し内容 ・補助内容の見直しを行うことにより、事業費の大幅な縮減を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※検討すべき見直しの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費に対する補助を事業費補助へ転換 ・補助率を1/2にし、役割分担を明確化 ・補助対象経費の精査 等 </div> <p>3 実施時期 ・平成20年8月</p> <p>4 留意事項 ・補助対象団体との関係</p>

【主要検討事業 21】企業立地促進補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 4, 9 6 0 (4, 9 6 0) 債務負担行為 2 1 4</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 3 0 6 (3 0 6) 債務負担行為 2 5 0</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 2 8 (2 8)</p> <p><u>H21 効果額</u> 2 8 (2 8)</p>	<p>1 事業目的 大阪府企業立地促進条例に基づき、大阪産業の高度化及び、活性化を図るため、府内の対象地域における企業の立地・投資に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>2 事業内容 (1)先端産業補助金(大規模投資等) 補助対象：成長有望分野のうち、先端的な事業と認める工場や研究開発施設の新設にかかる経費 ・シャープ堺浜立地関連(4社) 28億6,000万円 (2)府内中小企業等投資促進補助金 補助対象：工場又は研究開発施設の新築・増改築にかかる経費(大企業は先端産業に限る。) ・3億5,000万円 (3)新規事業補助金 補助対象：新商品の生産や新生産方式の導入等を行うため土地を購入等し、施設を設置するための経費 ・1億1,400万円<債務負担行為 2億1,400万円> (4)外資系企業進出促進補助金 補助対象：成長有望分野かつ先端産業で、国内本部機能の設置、拡充を行う外資系企業の建物賃借料 ・3,000万円 (5)その他(継続分等) 45社(予定) ・16億600万円</p> <p>3 事業開始年度 ・平成9年度(現行制度は、平成19年度～)</p>	<p>1 見直しの考え方 ・大規模な立地があった場合の巨額の財政負担 ・法人事業税の税制改正 など を踏まえ、負担軽減・補助制度見直しを求める。</p> <p>2 見直し内容 ・先端産業補助金について、1地域あたり(産業拠点ごと)の補助額を150億円上限とする。 ・補助限度額150億円の検討(税込効果の精査)。 ・メニューを特化し、新規事業補助金・外資系企業進出促進補助金を廃止。 ・中小企業等投資促進補助の予算枠管理 ・現行補助制度の時限設定(～平成22年度)</p> <p>3 実施時期 ・平成20年8月</p> <p>4 留意事項 ・企業立地促進条例との関係整理 等</p> <p>※別途、先端産業補助金の交付決定分について、15年分割に平準化し、単年度の財政負担軽減を検討。ただし、交付決定済み企業との調整が必要。 ⑳効果額 8億円、㉑効果額 10億円</p>

【主要検討事業 22】家畜保健衛生所再編整備事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 9 6 7 (3 6 2)</p> <p>H20 暫定予算額 0 (0)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 9 6 7 (3 6 2)</p> <p>H21 効果額 0 (0)</p>	<p>1 事業目的</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染症に対する危機管理対策を講じるため、りんくうタウン隣接地に整備される府立大学（獣医学科・獣医学研究科）と併せて整備。</p> <p>2 事業内容（施設の概要）</p> <p>①全体事業費 約10億円 [内訳 工事費・備品費等（606百万円） 土地取得費（361百万円）]</p> <p>②地上3F 延床面積約1,208㎡</p> <p>③焼却炉、検査室、解剖室などの施設設備を府立大学と共用する。</p> <p>④統合により、職員定数の7人減及び跡地売却を行い、概ね10年で事業費相当額を捻出する。</p> <p>3 事業開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度 基本・実施設計等 (執行済み18百万円) ・平成20年度～ 建設工事 ・平成21年度 府立大学（獣医学科・獣医学研究科）とともに開設 	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況に鑑み、平成20年度は着工見送り。 <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設（3施設）にて業務を継続する。 (既存施設は特段の改修経費を要しない状況) <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所側で整備し、府立大学と共用する予定であった焼却炉の代替機能の検討。

【主要検討事業 23】安威川ダム、槇尾川ダム事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 11,059 (1,120)</p> <p>H20 暫定予算額 4,353 (210)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 67 (4)</p> <p>H21 効果額 5,000 (225)</p>	<p>◆安威川ダム事業 堤高：76.5m 総貯水容量：1,800万m³</p> <p>事業目的 治水・利水（1万m³/日） 80mm/hの雨量に対応</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業費 1,370億円 残事業費 948億円（H20～）（府負担285億円） 治水：利水アロケ 86.5:13.5 治水 1,137億円（府負担511億円） 府営水道 233億円（利水縮小負担金56億円含む。） ・単独事業費 181億円（府150、利水26、他6） 残事業費 57億円（H20～）（府負担46億円） *用地買収率99%、付替府道70%（H19末） *H21ダム本体着工、H22年度上期 付替道路の全線供用 H20年代半ば治水効果の発揮 <p>3 事業開始年度 S51年度～</p>	<p>◆安威川ダム・槇尾川ダム事業（共通）</p> <p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況に鑑み、事業スピードを見直す ・主要プロジェクトとして点検 <p>◆安威川ダム事業</p> <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度は、本体着工を見送り 事業費：約400億円（H21～H28） <p>3 実施時期 H21年度</p> <p>◆槇尾川ダム事業</p> <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は、本体着工を見送り 事業費：36.8億円（H20～H26） <p>3 実施時期 H20年度</p>
	<p>◆槇尾川ダム事業 堤高：43m 総貯水容量：140万m³</p> <p>1 事業目的 治水 50mm/hの雨量に対応</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業費 128億円（H13時点計画） 残事業費 93億円（H20～）（府負担46億円） ※別に単独事業費執行済額 1.7億円 *用地買収率92%、付替府道30%（H19末） *H20ダム本体着工、H22付替道路暫定供用、 H20年代半ば治水効果の発揮 <p>3 事業開始年度 H3年度～</p>	<p>◆安威川ダム・槇尾川ダム事業（共通）</p> <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体着工を見送った状況で、付替道路工事等の国庫確保の可否

【主要検討事業 24】泉佐野丘陵緑地整備事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)																																																																					
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 1 5 9 (3 1)</p> <p>H20 暫定予算額 0 (0)</p>	<p>1 事業目的 産業団地として買収された旧泉佐野コスモポリス跡地を、府が取得し、公園（緑地）を整備。</p> <p>2 事業内容 (1) 建設事業費</p>	<p>1 見直しの考え方 ・財政状況に鑑み、事業見直し。</p> <p>2 見直し内容 ・平成 20 年度は、実施設計及び整備工事を見送り。民間の協力も含めた整備手法を検討。</p>																																																																					
<p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 1 5 9 (3 1)</p> <p>H21 効果額 — (一)</p>	<table border="1" data-bbox="526 603 1164 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">執行済み</th> <th colspan="2">見込</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21~26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 15,497</td> <td>6,841</td> <td>8,656</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本設計・調査</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 45</td> <td>30</td> <td>15</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 115</td> <td></td> <td>12</td> <td>28</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>整備工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 2,519</td> <td></td> <td>80</td> <td>179</td> <td>2,260</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>17,996</td> <td>6,870</td> <td>8,763</td> <td>207</td> </tr> <tr> <td> (国庫)</td> <td>1,092</td> <td></td> <td>5</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td> (地活債)</td> <td>11,987</td> <td>5,130</td> <td>5,939</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td> (一財)</td> <td>4,917</td> <td>1,740</td> <td>2,819</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table>		執行済み		見込		18年度	19年度	20年度	21~26年度	用地費					15,497	6,841	8,656	0		基本設計・調査					45	30	15	0		実施設計					115		12	28	75	整備工事					2,519		80	179	2,260	合 計	17,996	6,870	8,763	207	(国庫)	1,092		5	45	(地活債)	11,987	5,130	5,939	84	(一財)	4,917	1,740	2,819	78	<p>3 実施時期 ・平成 20 年度</p> <p>4 留意事項 ・最低限の管理費用（不法占拠防止のための定期的な巡回等）は必要。</p>
	執行済み		見込																																																																				
	18年度	19年度	20年度	21~26年度																																																																			
用地費																																																																							
15,497	6,841	8,656	0																																																																				
基本設計・調査																																																																							
45	30	15	0																																																																				
実施設計																																																																							
115		12	28	75																																																																			
整備工事																																																																							
2,519		80	179	2,260																																																																			
合 計	17,996	6,870	8,763	207																																																																			
(国庫)	1,092		5	45																																																																			
(地活債)	11,987	5,130	5,939	84																																																																			
(一財)	4,917	1,740	2,819	78																																																																			
<p>※商工労働部 境界杭設置、廃屋撤去工事費</p> <p>H20 通年見込額 4 5 (4 5)</p> <p>H20 暫定予算額 0 (0)</p> <p>H20 効果額 0 (0)</p>	<p>(2) 維持管理費 管理運営費 80 (80) / 年間</p> <p>3 事業開始年度 H18 年度～</p>																																																																						

【主要検討項目 25】府営住宅（建替え、管理等）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見直し内容（PT案）
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u></p> <p>【建設】</p> <p>40,005 (3,512)</p> <p>【管理】</p> <p>12,443 (▲29,780)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u></p> <p>【建設】</p> <p>0 (720)</p> <p>【管理】</p> <p>830 (826)</p> <p><u>H21 効果額</u></p> <p>【管理】</p> <p>1,244 (1,509)</p> <p>(注) 以下の効果については未反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅建替えの重点化（縮減） ・H21以降の基金活用 	<p>1 事業目的</p> <p>住宅に困窮する府民の居住を安定的に確保するため、公営住宅を公正・公平に提供。</p> <p>2 事業内容</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○管理戸数：13.6万戸 (うち大阪市内1.4万戸、堺市内2.9万戸) うち昭和40年代に建築されたもの6.9万戸</p> <p>○中心住戸タイプ：3DK</p> <p>○平均家賃：25,000円程度 (3DK、第1分位の場合)</p> <p>○入居者資格：月収20万円以下 (改正後は15.8万円以下に)</p> <p>○予算の内訳（平成20年度予定）</p> <p>建設系：400億円 (建替え、計画修繕、耐震改修等)</p> <p>管理系：124億円 (公社人件費、施設・設備の維持点検等)</p> <p>※別途、上記以外に、起債元利償還、府有資産所在市町村交付金、職員人件費あり</p> <p>○使用料（家賃）収入：約340億円 ⇒減免による減収影響額▲約50億円</p> <p>※管理については、府住宅供給公社が代行</p> </div> <p>3 事業開始年度</p> <p>昭和26年度（公営住宅法施行）</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率化、持続可能性の点検 <p>府内は公営住宅が占める割合が著しく高く、管理戸数の縮小が必要（団地の統廃合、住棟単位での経営廃止等）</p> <p>減免世帯数・金額とも近年高い水準で推移しており、国の家賃制度改正（H21.4施行）にあわせて見直し</p> <p>2 見直し内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管理費の縮減（▲10%） 公社人件費の縮減、経営合理化（コスト縮減、入札等） ⇒指定管理者制度（公募型）の導入を視野 ②府営住宅整備基金（府営住宅用地の売却益を将来の整備財源とするため積立）を活用し、計画修繕は現状の実施規模を維持（一般財源の20%相当（3億円）） ③建替えについては、全庁方針に沿って▲20%とするが、初年度効果僅少（債務工事が大半）のため、20年度は府営住宅整備基金を充当（一般財源の20%相当（4億円）） ④減免制度について、セーフティネットに相応しいものに再構築【H21.4～】 <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度

【主要検討項目 26】密集住宅市街地整備促進補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (P T案)
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 2 3 8 (2 3 8)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 0 (0)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 2 3 8 (2 3 8)</p> <p><u>H21 効果額</u> 2 3 8 (2 3 8)</p>	<p>1 事業目的 密集住宅市街地の居住環境の改善や防災性向上のため、老朽建築物の除却や建替え、基盤整備等を行う市町村に対して補助。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 老朽建築物の除却・建替え、公共施設整備等に必要な経費 ・補助率 1/4 (国 1/2)、1/6 (国 1/3) 等 ・進捗状況 (H19 までの見込み) 府費ベースで約 42% <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」 21 市町 39 地区、2,361ha ・密集事業の事業中地区 6 市 9 地区、1,346ha 豊中 (庄内、豊南町) 守口 (大日・八雲東町) 門真 (門真市北部) 高石 (高石駅西) 寝屋川 (香里、池田・大利、萱島東) 東大阪 (若江・岩田・瓜生堂) <p>3 事業開始年度 昭和 5 7 年度</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府の役割の純化 実状は、市町村が国費を活用しながら、自らの区域内で行う局地的な整備であり、府が補助を行う意義や必要性を精査。 (府県レベルでは補助制度はほとんど例がない。) <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との役割分担の観点から、補助制度を廃止。 ※密集事業については、他の既存制度 (区画整理・再開発等) や各種規制・誘導策、府都市整備推進センターのマンパワーやノウハウの活用等により、市町村の取組を支援する。 <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 0 年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革プログラム案において見直しを実施 (補助採択を主要生活道路、公園の整備等に重点化)。

【主要検討事業 27】箕面森町（箕面北部丘陵整備事業会計繰出金）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見直し内容（P T案）
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 3, 7 6 7 (3, 7 6 7)</p> <p>H20 暫定予算額 1, 9 8 5 (1, 9 8 5)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 2 9 5 (2 9 5)</p> <p>H21 効果額 未定 (未定)</p> <p>(注) 特別会計繰出金の額を記載</p>	<p>1 事業目的 箕面北部丘陵地域において、豊かな自然を享受できる居住空間を確保し、世代を超えて誰もがいきいきと暮らせる健康で快適な都市環境の形成を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・計画面積：313.5ha（当初計画：同左） ・計画戸数：2,900戸（当初計画：9,000戸） ・計画人口：9,600人（当初計画：16,500人） ・事業施行期間：平成8～27年度まで ・事業費：985億円 （うち残工事費219億円） ・事業手法：特定土地区画整理事業 <p>※第1区域（府が主体となって整備）を中心に、都市基盤施設等の整備や維持管理、保留地処分等をPFI手法により実施</p> </div> <p>3 事業開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成3年度 事業主体を府企業局に決定 ・平成7年度 都市計画決定 ・平成8年度 事業計画大臣認可取得 （平成11年2月 オオタカの営巣発見） ・平成13年2月 事業見直し案公表 	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の情勢（余野川ダムに係る国の対応案、分譲状況、民間事業者の動向等）を踏まえ、事業全体を早急に点検、見直し（残事業の精査等） ⇒平成20年度における整備（工事等）は、維持管理や防災上の必要から行うもの、住民生活に不可欠なライフライン等に限定 <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不急の工事を当面見合わせ（森林公園等整備工事） ・第2、第3区域関連の事業については、主要プロジェクトの総点検の結果を踏まえて対応方針を決定 ・職員給、維持管理費、事務費等の縮減 （全庁方針に沿った対応） <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度 （21年度以降の効果額は未定⇒総点検の結果で変動） <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係事業主体の動向により相当な影響を受ける。 ⇒国：余野川ダムの対応方針 新名神の整備（←第3区域の造成に残土を利用） 民間事業者：第2区域の造成に着手予定 ほか

【主要検討項目 28】警察官定数（政令定数外）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見直し内容（PT案）
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 4, 727 (4, 727)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 1, 598 (1, 598)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 176 (176)</p> <p><u>H21 効果額</u> 1, 435 (1, 435)</p> <p>※単独定数▲260人の効果(1,040)を含む</p>	<p>1 事業目的 政令を上回る警察官の単独定数が存在。 また、警察官OBを非常勤の「警察専門嘱託員」として雇用し、警察官等に代わって行える補助的業務を担わせることにより、実質的な警察官の増員効果を確保。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察官の単独定数 道路交通法に基づき一般職員として配置していた交通巡視員（520人）を警察官に身分切り替え（昭和51～53年度） その後の累次の政令定数増については、その同数を条例定数に上乗せ（単独定数未解消） 警察専門嘱託員 19年度予算上の定数は1,080人であり、主に、交番相談員（449人）、子供の安全見守り隊サポーター（19人）のほか、車庫調査員、寮監等として配置 <p>3 事業開始年度 警察官単独定数 昭和51年度</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費の縮減 警察官の再配置等による業務執行体制の見直し <p>⇒ 退職者の一定割合を不補充とすることで、段階的に条例定数及び嘱託員枠数を削減</p> <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察官単独定数 年間退職者の概ね1/3（260名）を不補充とし、2か年で単独定数を解消 警察専門嘱託員 平成21年度以降、3年間で枠数を850人（再生重点枠による増員を行う以前の数値）まで圧縮 （報酬月額は、全庁方針に沿い平成20年度から▲10%） <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 政令定数の増が現時点では期待できない。 警察専門嘱託員の約4割を交番相談員として配置している。

【主要検討項目 29】警察施設（署、交番等）の建替え等

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見直し内容（PT案）
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 2, 309 (765)</p> <p>H20 暫定予算額 609 (213)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 1, 172 (347)</p> <p>H21 効果額 2 (▲37)</p>	<p>1 事業目的 老朽化、狭隘化等の著しい警察施設（警察署、交番等）の建替え等を計画的にすすめる。</p> <p>2 事業内容 ○警察署（全 64 署）の計画的な建替え等 ⇒新本部庁舎建設期間中は見合わせ 現在、概ね 1 年 1 署着工のペース 《事業中箇所》 ・西堺 H18～20 工事（H20.5 竣工予定） ・布施 H19 実施設計、H20～22 工事 ※次期建替え署は未定 ○第二枚方署（仮称）の整備 過密状況にある枚方署の分署 H20 基本設計、H21 実施設計、H22～24 工事 ○女性専用留置施設の整備 過密収容が慢性化している留置施設の拡充 H19 基本・実施設計、H20～21 工事 ○交番（全 609 箇所）の計画的な建替え等 毎年、計画的に 10 箇所前後を建替え</p>	<p>1 見直しの考え方 ・当面、計画の一部見合わせ （保有資産の処分など財源確保方策を検討）</p> <p>2 見直し内容 ・第二枚方署及びそれ以降の建替え等を当面見合わせ。 ⇒平成 20 年度は事業を凍結（21 年度以降は、保有資産の処分などの財源確保方策及び財政状況の改善等を見極めたうえで判断） ※布施署、女性専用留置施設はすでに実施設計済みであり、それぞれ、老朽・狭隘化の状況や留置施設の慢性的過密状態を考慮し、計画どおり推進。 ・布施署用地について、府水道部からの有償取得（約 11 億円）を取り止め、賃借（平年ベース約 5,800 万円）とする。 ・交番の整備等は、全庁方針に沿い、事業費を 2 割縮減する。</p> <p>3 実施時期 ・平成 20 年度（21 年度以降の取扱いは改めて判断）</p> <p>4 留意事項 ・昭和 30 年代に建設された署も多く、老朽化・狭隘化が著しく、耐震性能も不足している。</p>

【主要検討事業 30】教育関係非常勤職員費

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (P T案)
<p>予 算</p> <p><u>H20 通年見込額</u> 7, 696 (7, 696)</p> <p><u>H20 暫定予算額</u> 2, 565 (2, 565)</p> <p>効果見込額</p> <p><u>H20 効果額</u> 513 (513)</p> <p><u>H21 効果額</u> 866 (866)</p>	<p>1 事業目的 標準法に基づく教職員定数とは別に、教職員OBの非常勤職員を学校現場に配置。</p> <p>2 事業内容</p> <p>○特別嘱託員・若年特別嘱託員〔<u>②通年 7,056 百万円</u>〕 (非常勤報酬：特嘱 月 151 千円、若特 月 215 千円) ：週 30 H勤務、2, 359 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H15 以降の任用者は授業 (8 H) を担当 ・ 学校現場における教育諸課題への対応 (生徒指導、いじめ、不登校、障がい児、帰国子女、地域連携など) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※・17 年度末で制度廃止 (知事部局・警察と共通制度)。 ・現在は、17 年度までに雇用したもののみ。 ・雇用期間は1年だが、勤務成績が良好であると認められる者は、若特は満 60 歳 (特嘱は満 63 歳) に達する日の属する年度の末日までを限度として更新を繰り返すことができる。</p> </div> <p>○教育専門員〔<u>②通年 640 百万円</u>〕 (非常勤報酬：月 101 千円) ：週 20 H勤務、432 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場における教育諸課題への対応 ・ 授業は担当せず <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※・教育委員会の独自の制度。 ・雇用期間は1年だが、勤務成績が良好であると認められる者は、満 63 歳に達する日の属する年度の末日までを限度として更新を繰り返すことができる。</p> </div> <p>3 事業開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別嘱託員 　　：昭和 53～平成 17 年度 ○若年特別嘱託員 　：平成 9～17 年度 ○教育専門員 　　：平成 18 年度～ 	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場における教育諸課題に対しては、基本的に標準法定数に基づく教職員で対応すべき。 ・ 授業を担当せず、今後、増員予定のある教育専門員の制度は廃止すべき。 <p>2 見直し内容・実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全 体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価について、職員給の扱いを踏まえ調整 (平成 20 年 8 月～ 10%縮減) ○特別嘱託員・若年特別嘱託員 (平成 21 年度から) <ul style="list-style-type: none"> ・ H14 以前任用者への授業割当て ・ 週当たり授業時間数の増 (週 8 H⇒12 H程度) によって、時間講師・定数の更なる減を検討 ○教育専門員 (平成 21 年度から) <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度廃止を検討 (H21 から新規任用しない) <p>3 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別嘱託員・若年特別嘱託員の一部授業割当てについては、平成 15 年度以降の任用者に限るのが従前の方針。 ・ 教育専門員は、特別嘱託員・若年特別嘱託員の制度廃止と合わせて創設した経緯がある。

【主要検討事業 31】時間講師・府立学校教務事務補助員等雇用費

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 5, 614 (5, 614)</p> <p>H20 暫定予算額 1, 871 (1, 871)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 727 (727)</p> <p>H21 効果額 2, 081 (2, 081)</p>	<p>1 事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員定数とは別に、業務代替や各校種の特殊事情に応じて非常勤の時間講師を配置 ・府立学校における教務事務等の補助のため、非常勤補助員等を雇用 <p>2 事業内容</p> <p>○時間講師〔②⑩通年 4, 375百万円〕 (報酬：月 9,900円/H・週＋通勤加算)</p> <p>…校種に概ね共通する配置理由</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>初任者研修代替、教科調整、体育実技軽減、クラブ活動 高齢者部分休業・育児短時間代替、首席授業軽減</p> </div> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 ②⑩通年 4,639H (特嘱活用▲4,313H含む) ・中学校 ②⑩通年 5,339H (特嘱活用▲3,228H含む) ：進路指導対応、夜間学級、免許外担任解消等 ・高 校 ②⑩通年 13,668H (特嘱活用▲ 374H含む) ：生徒指導、障がい者対策、専門科・選択制対応等 ・特別支援 ②⑩通年 4,409H (特嘱活用▲ 310H含む) ：医療的ケア(看護師)、特別教科(医師)等 ・高 専 ②⑩通年 266H <p>○教務事務補助員等〔②⑩通年 1, 239百万円〕 (賃金職員・役務費：日額5,410円他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テスト用紙印刷など教務事務の補助 ・実習助手や校務員など定数削減の代替 <p>3 事業開始年度</p> <p>○時間講師：－</p> <p>○教務事務補助員等：昭和 42 年度～</p>	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間講師については、事業総量抑制の観点から、縮減を求める。 ・教務事務は、OA化の進展した現在は教員対応が可。 ・定数代替は、そもそも標準法を超過していた定数を削減した代替措置であり、見直すべき。 <p>2 見直し内容・実施時期</p> <p>○時間講師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価や総時間数の縮減により、20%縮減 (平成 20 年 8 月から実施) ※ 単価は職員給の扱いを踏まえ調整、活用目的は時間数総量の中で優先順位付けを求める。 <p>○教務事務補助員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度末での事業廃止を検討 (20 年度は 8 月以降 20%縮減、21 年度全廃) <p>3 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度は既に人員配置を行っているため、年度途中での縮減・効率的運用に向けた調整が必要。

【主要検討事業 32】 35人学級編制

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容 (PT案)																																																										
<p>予 算</p> <p>H20 通年見込額 3, 048 (3, 048)</p> <p>H20 暫定予算額 1, 054 (1, 054)</p> <p>効果見込額</p> <p>H20 効果額 0 (0)</p> <p>H21 効果額 3, 048 (3, 048)</p> <p>* 金額は単独加配教員の人件費を記載(効果額は「人件費」でカウント)</p>	<p>1 事業目的</p> <p>小学校1・2年生は、学校生活の基礎を築くべき時期であり、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせるため、35人学級編制を行い、学級の担任や友達との好ましい人間関係のもとで学級の機能を活かしたきめ細かな指導を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <table border="1" data-bbox="470 632 1330 1023"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th colspan="2" rowspan="2">学級編制基準</th> <th colspan="5">実績及び見込み</th> </tr> <tr> <th colspan="3">必要教員数</th> <th rowspan="2">国定数</th> <th rowspan="2">府単独</th> </tr> <tr> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>97</td> <td>—</td> <td>97</td> <td>45</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>98</td> <td>121</td> <td>219</td> <td>148</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>35</td> <td>38</td> <td>265</td> <td>99</td> <td>364</td> <td>158</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>283</td> <td>269</td> <td>552</td> <td>178</td> <td>374</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>284</td> <td>265</td> <td>549</td> <td>178</td> <td>371</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ①40人⇒35人で増となるクラス数×1名の教員を増員 ②国定数は、指導方法等改善の国加配定数を活用</p> <p>3 事業開始年度</p> <p>平成16年度から19年度の4年間で38人学級編制から35人学級編制へと段階的に移行</p>	年度	学級編制基準		実績及び見込み					必要教員数			国定数	府単独	1学年	2学年	1学年	2学年	計	H16	38	40	97	—	97	45	52	H17	38	38	98	121	219	148	71	H18	35	38	265	99	364	158	206	H19	35	35	283	269	552	178	374	H20	35	35	284	265	549	178	371	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 一律の少人数学級編制ではなく、学校現場の実態に応じた指導方法への転換 <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校1・2年生の35人学級編制を廃止し、40人学級編制とする。 単独加配分371人の削減を行う。 (別途、国定数178人は、指導方法の改善に活用) <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 19年度に35人学級編制が完了。
年度	学級編制基準				実績及び見込み																																																							
			必要教員数			国定数	府単独																																																					
	1学年	2学年	1学年	2学年	計																																																							
H16	38	40	97	—	97	45	52																																																					
H17	38	38	98	121	219	148	71																																																					
H18	35	38	265	99	364	158	206																																																					
H19	35	35	283	269	552	178	374																																																					
H20	35	35	284	265	549	178	371																																																					

歳入の確保

○府有財産売却のさらなる上積み（50～100億円）

- ・低未利用財産をさらに洗い出し、早期売却を促進する。

○行政財産使用料・普通財産貸付料減免の見直し（関係団体等に対する使用料・貸付料の見直し）

- ・貸付等を行っている財産の減免の必要性を再精査する。

○自動販売機設置にかかる公募の実施

- ・H20年から実施。公募対象の更なる拡大を検討する。

○市町村施設整備貸付金の繰上償還（金利5%以上の貸付金約100億円）

- ・市町村の高金利負担を軽減できる繰上償還の仕組みを検討する。

○使用料・手数料の見直し

- ・使用料・手数料について点検を行い、必要に応じて設定・改定を行う。

○債権回収の強化

- ・「債権管理適正化指針」に基づき債権回収を一層推進する。

出 資 法 人

出資法人

基本的な視点

- 出資法人が行っているすべての事業について、改めてその必要性・効果を検証し、出資法人のあり方を見直す
- 民間、NPOの活動領域が広がっていることを踏まえ、出資法人のあり方を見直す
- 行政責任の所在を明確にするため、府と出資法人の関係を抜本的に見直す

出資法人見直しの基準

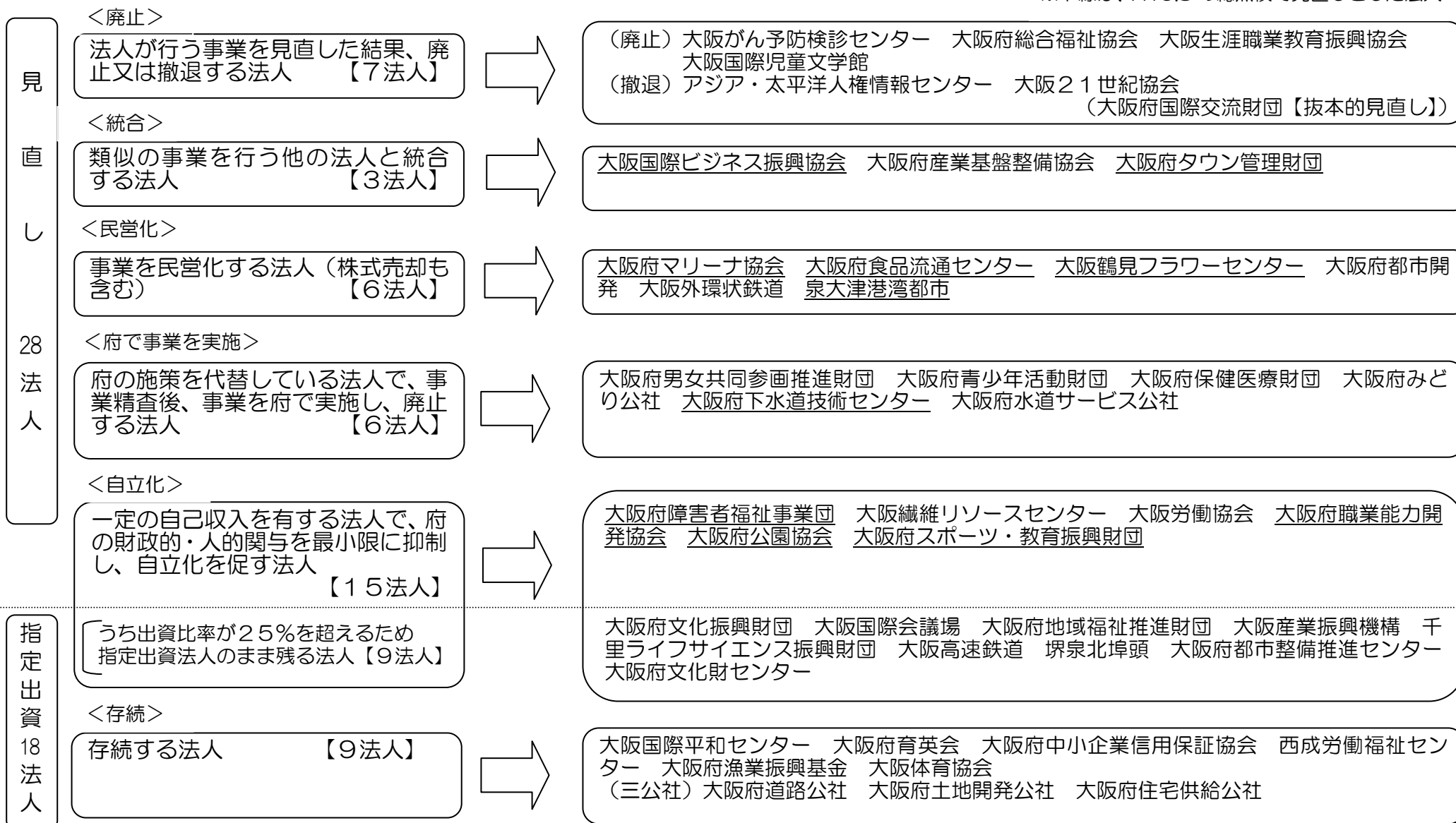
1. 法人が行う事業について、必要性、効率性、効果性を点検する
その結果、不要となった法人については廃止する
2. 類似の事業を行っている法人については、事業精査後、統合する
3. 法人が行っている事業で民営化可能なものは民営化する（法人株式の売却が可能な場合は売却を進める）
4. 府の施策を代替している法人で、収入の大半が府からの補助金・委託料である法人は、法人を活用するメリットが明確なもの以外は、法人を廃止し、府が事業を実施する
※府と出資法人の関係が府民の目から見てわかりにくいこと、法人事業が府議会からのチェックを受けにくいことなどからこれらの法人は廃止する
5. 一定の自己収入を有する法人については、府の財政的・人的関与を最小限に抑制し、自立化を促進する
 - ・運営補助は原則廃止（国庫補助等ともなう府負担分や会費等の支出は除く）
 - ・府の委託事業については、原則、市場化テストを実施
 - ・府職員は法人からの要請に基づき、必要最小限の者のみ派遣

出資法人見直しにあたっての共通課題

- 大阪市、経済界など他の出資者との調整
- プロパー職員の問題

出資法人の方向性

※下線は、H19.8の総点検で見直しとした法人



出資法人の方向性

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
政策企画部	(財)大阪国際 平和センター	○存続 ・府派遣職員は必要 最小限とし、民間活用 等により運営コストを 抑制 ・特別展や企画事業 は廃止	・戦争の悲惨さと平和の尊さを次代に承継するという事業の必要性は 高い ・法人は、府市共同で平和施策を実施するための事業主体 ・運用については効率性を高めることが必要	H20 0.2 億円 H21 0.6 億円	
	(財)アジア・太 平洋人権情報 センター	○撤退(20年度) ・法人への補助金は 廃止 ・府派遣職員は引上 げ	・研究成果に対しては、国際的に一定の評価を得ているが、府民に対し て研究成果が十分に還元されておらず、府として法人運営に関与する 必要性は少ないため撤退する	H20 0.06 億円 H21 0.56 億円	
生活文化部	(財)大阪府文 化振興財団	○自立化(20年度) ・法人への補助金を 廃止し、自立化を図る	・文化振興基金があと数年で枯渇する見込みの中で、法人の持続 可能な経営を確保するといった観点から、依頼公演の確保や料金の 改定、経費の削減など、法人として一層の経営努力を進め自立化 を図る	H20 0.6 億円 H21 補助金 3.9 億 円の廃止(一般財 源 0.6 億円)	
	(財)大阪府男 女共同参画推 進財団	○廃止(20年度) ・事業は相談事業等 に重点化 ・実施する事業は府 直営とし、必要に応じ てNPOに委託 ・施設の管理は民間 に一元化	・緊急性の高い相談事業等に重点化し、他の事業は精査の上、府が直 接執行する ・府がNPO等に直接発注することで事業実施は可能	H20 1.5 億円 H21 1.3 億円	・ドーンセンターの 指定管理の見直し

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
生活文化部	(財)大阪府青少年活動財団	<u>○廃止（平成22年度末を目途）</u> ・事業の精査を行い、必要な事業は府が直接実施 ・必要に応じてNPOなどの団体を活用	・人材育成事業等は、民間で実施されているものもあり、法人で実施する必要性が希薄 ・自立支援事業については、運営方法を精査 ・市町村野外活動施設の指定管理期間等が22年度までのため、22年度末を目途に法人を廃止	H20 1.5億円 H21 2.3億円 （廃止後（H23）10.4億円）	・プロパー職員（70名）の処遇
	(財)大阪21世紀協会	<u>○撤退（20年度）</u> ・法人への負担金は廃止 ・府派遣職員は引き上げ	・御堂筋パレードへの参画を見直し、他の事業についても府として関与する必要性が少ないため法人から撤退する	H20 1.2億円 H21 1.8億円	
	(財)大阪府マリナ協会	<u>○民営化（20年度）</u> ・民間事業者から出えんを募り、法人経営を安定化させる ・協会運営は民間事業者主導とする	・民間でも同種の事業を行っており、府が法人を主導する必要性は低い ・民営化後の事業運営を考えれば、既存法人を活用することが現実的だが、新たな事業主体が見つければ事業を譲渡する	H20 — H21 —	
	(財)大阪府育英会	<u>○存続</u> ・債権回収の民間委託を促進	・経済的な理由により修学が困難な生徒に学資の貸付等を行う法人事業を継続する ・滞納額の増大など課題を抱えており、償還率改善に関する対策が必要	H20 0.1億円 H21 0.2億円	・債権管理回収業に関する特別措置法の改正

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
にぎわい創造部	(財)大阪府国際交流財団	○抜本的見直し ・法人事業を継続する必要性を精査した上で、必要のあるものは府が直接実施するなど、抜本的に見直す	・基本財産運用益が減少し、事業規模は縮小しており、実施している事業も民間・NPO・市町村等との重複がみられる ・法人はすでに府派遣職員を中心とした運営となっている	H20 ー H21 ー	
	(株)大阪国際会議場	○存続 ・一層の運営の効率化等により、府への利益還元額の増額を求める ・府派遣職員の見直し	・府と経済界が協調して法人を活用しており、直営や個別企業による運営では現在の施設利用率を維持することは困難と思われる ・黒字経営が続いており、収益分について将来の修繕費に充てる仕組みが必要	H20 ー H21 ー	・指定管理者契約の変更が必要
	(社)大阪国際ビジネス振興協会	○統合(20年度) ・産業振興機構と統合し、効果的な事業展開と組織のスリム化を図る	・国内外を通じた販路開拓事業を効果的・効率的に実施するため産業振興機構と統合(H20.8 予定)	H20 0.2 億円 H21 1.0 億円	・海外事務所(共同事務所)のあり方については別途検討
健康福祉部	(財)大阪府地域福祉推進財団	○存続 ・介護サービス事業者・利用者を対象とした自主事業を中心に事業を実施	・法人に対する運営補助金は廃止し、自主事業を中心に事業を展開し、自立化を進める ・府からの委託事業は精査の上、市場化テストを実施する	H20 1.6 億円 H21 4.7 億円	
	(財)大阪府保健医療財団	○廃止(20年度) ・中河内救命救急センターの運営管理は病院機構等へ移管 ・健康科学センターは廃止(公の施設廃止)	・救命救急センターは運営の効率化・安定化の観点から病院機構等へ移管 ・健康科学センターで実施する健診事業やフィットネスは民間等でも実施されていることから、事業を廃止の上、公の施設としては廃止 ・健康づくり技法の研究・開発等に関する機能は必要性を精査の上、廃止もしくは継承等について検討する	H20 3.7 億円 H21 8.0 億円	

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
健康福祉部	(財)大阪がん予防検診センター	○ <u>廃止</u> (20年度) ・検診事業は内容を精査した上で必要なものについては、適切な実施主体に移管する	・市町村のがん検診について、民間機関等で実施可能なものは民間に委ねる ・受診率向上等に関する府の役割を担うためだけに単独の法人を維持する必要性は少ない ・検診精度向上に係る市町村指導等は府が実施	H20 0.2 億円 H21 2.9 億円	
	(福)大阪府総合福祉協会	○ <u>廃止</u> (20年度) ・法人が行う事業を精査し、ハンセン病回復者支援等最小限とし、類似の事業を行う法人に引き継ぐ	・法人事業は、他の事業主体で重複して実施するものもあることから、法人で行うべき事業を最小限に精査する ・ハンセン病回復者支援等、引き続き実施する事業については、より効果的・効率的な事業展開の観点から他の法人に引き継ぐ	H20 0.2 億円 H21 2.0 億円	・施設の処理方策
	(福)大阪府障害者福祉事業団	○ <u>自立化</u> ・コロニーの再編整備にあわせ経営基盤を安定化した上で自立民営化 ・府派遣職員やOB役員の引上げ	・今後、国の制度改革の状況も踏まえ、知的障害者福祉のセーフティネットとしての機能は法人で維持しつつ、金剛コロニーの再編整備計画に基づき、自立・民営化を進める	H20 3.2 億円 H21 3.9 億円	・金剛コロニー再編整備計画の具体化(地域生活支援拠点施設の整備等) ・障害者自立支援法の制度見直し内容の見極め ・知的障害児施設の見直しへの対応
商工労働部	(財)大阪産業振興機構	○ <u>存続</u> ・販路開拓事業中心に展開 ・マイルーム、債権管理、下請け取引あっせん等は引き続き実施 ・その他の事業は精査の上、府実施	・自主事業であるマイルームおおさかの展示機能とあわせ、販路開拓事業を民間と協力して実施する主体として法人を活用 ・国際ビジネス振興協会と統合し、海外販路開拓事業も実施	H20 2.0 億円 H21 3.5 億円	

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
商工労働部	(財)大阪府産業基盤整備協会	○統合(20年度) ・経営の安定化と事業の効率化のため、産業振興機構と統合	・金融機関から年度末に多額の借入れを行っており、圧縮が必要 ・核となる法人プロパー職員が退職時期を迎えており、法人運営体制も課題 ・そのため類似の事業を行う産振機構と統合を行う	H20 0.01 億円 H21 0.01 億円	
	(財)千里ライフサイエンス振興財団	○存続 ・府派遣職員は必要最小限とする	・基本財産運用益等によって運営されていることから自立性が高い ・府の財政支出は国プロジェクト(知的クラスター)に伴うものだけであり、事業の効率的実施の観点から府職員の派遣を必要最小限とする	H20 0.8 億円 H21 1.1 億円	
	(株)大阪繊維リソースセンター	○自立化(20年度) ・府派遣職員の引上げ等を行い、自立化を促進	・民間人による経営が続いており、府の出資比率も低い ・府派遣職員の引き上げなども行い自立化を促す ・貸付金(約21億円)の確実な償還(平成21年度から年1.5億円)を求める	H20 0.06 億円 H21 0.14 億円	
	大阪府中小企業信用保証協会	○存続 ・経営のより一層の健全化促進	・信用保証協会法に基づき中小企業者に対する金融の安定化を担う法人 ・求められる機能を果たすため、健全経営を促進する	H20 — H21 —	・大阪市信用保証協会との統合・連携促進
	(財)大阪労働協会	○自立化(20年度) ・府委託事業の見直しと市場化テストの実施 ・府派遣職員の引上げ	・各種研修等は縮減した上で、府委託事業については、市場化テストを実施 ・もともと府の出資がないことから、人的関与を見直した上で、自立化を促す	H20 0.4 億円 H21 0.8 億円	

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
商工労働部	(財)西成労働福祉センター	○ <u>存続</u> ・効率的な事業実施	・あいりん地区において府が担うべき日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす法人 ・今後の定年退職者の状況も踏まえ、健全な組織運営を推進する	H20 0.3 億円 H21 0.6 億円	
	大阪府職業能力開発協会	○ <u>自立化 (21年度)</u> ・府OB役員の見直しを行い、自立化する	・法人に対する府の出資はなく、民間との連携を図るための組織体制を整備するなど府の人的関与を見直し自立化する	H20 — H21 —	
	(財)大阪生涯職業教育振興協会	○ <u>廃止 (20年度)</u> ・施設は類似の事業を行う法人に管理を委ねる	・法人の事業の多くは民間で実施しているものであり、府が積極的に関与する必要性は少ない ・類似の事業を行う法人に施設の管理を委ね、あわせて就職困難者に対する事業も委託	H20 0.2 億円 H21 0.7 億円	
環境農林水産部	(財)大阪府みどり公社	○ <u>廃止 ※時期は調整必要</u> ・施設管理や地球温暖化防止活動事業は民間・NPO等を活用することとし、法人は廃止(条例に基づく遊休農地等の利用権調整の実施状況を踏まえ、時期は調整) ・その他の事業は精査の上、府で実施	・農地保有合理化事業は、用地保有による差損リスクを回避するため、情報提供・斡旋に限定し府で実施 ・施設管理や温暖化防止活動は民間活用を検討	H20 0.4 億円 H21 0.6 億円	・地球温暖化対策事業の受け皿選定

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
環境 農林 水産部	(株)大阪府食品流通センター	○民営化(20年度) ・加工食品卸売団地としての機能維持を条件に府所有の株式(51%)を民間に売却	・加工食品卸売団地の活性化を図る観点から、民間のノウハウや資金を導入する	H20 - H21 - ※株式売却益の収入の見込み	
	(財)大阪府漁業振興基金	○存続	・関空漁業補償スキームの一環として設立された法人であり、府からの財政支出はない	H20 - H21 -	
	(株)大阪鶴見フラワーセンター	○民営化 ・累積赤字が解消した後(H23以降)に株式売却	・全国的にも花き市場の多くは民間により運営されており、経営が安定した時点で民間主導による運営へ切り替え	H20 - H21 -	・安定的な市場機能維持 ・市場民営化についての国との調整
都市 整備部	大阪高速鉄道(株)	○存続	・国庫補助を活用し、モノレール建設事業をすすめるには、出資比率51%以上の第3セクターであることが必要 ・民営化により、国庫補助金や起債等の扱いに問題 ・法人の自立化を進める観点から用地の貸付を見直し、買取を求める	H20 - H21 -	
	大阪府道路公社	○存続	・法的に民営化は困難であり、府直営や高速道路会社への継承も府の財政にマイナス(精査中) ・経営の合理化を一層進め、将来の出資金返還を確実なものとする	H20 - H21 -	

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
都市整備部	(財)大阪府公園協会	<u>○自立化(20年度)</u> ・府派遣職員・OB役員の引上げや基本財産の積増しなどにより20年度末に自立化	・自立化を促進するため、府派遣職員の引上げを行う ・必要な出えん金を新たに確保し、一般財団法人として自立化する	H20 2.0 億円 H21 3.1 億円	
	大阪府土地開発公社	<u>○存続</u> ・保有土地の有効活用の検討を進め、保有コストを引下げ ・引き続き計画的な保有土地の縮減に努力	・引き続き効率的な運用に努める ・保有土地の解消が見込まれる時点（長期土地解消 H34 頃）で法人のあり方を再検討 ・直ちに法人を廃止することは府財政に多大な負担を及ぼす	H20 2.2 億円 H21 10.8 億円	
	堺泉北埠頭(株)	<u>○存続</u> ・国庫補助制度の利用による事業費の抑制 ・使用料の引上げや配当アップなど府への収益還元を行う	・公共上屋(倉庫)等施設整備の国庫補助金が3セクに限定されているため、法人の廃止は事業費の増大につながる ・黒字経営を続けていることから、施設使用料の引上げなど法人収益の府への還元を図る	H20 — H21 — ※施設使用料の引上げと配当アップ（現在4百万円）の見込み	
	大阪府都市開発(株)	<u>○民営化(22年度)</u> ・配当アップを要請 ・府保有株式を売却し、完全民営化をめざす	・長年の安定経営で、経営に府が関与する必要性は希薄	H20 — H21 — ※配当アップ（現在1.2億円）の見込み	・他の株主との調整 ・りんくう事業（国際物流、りんくうホテル）の扱い

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
都市整備部	大阪外環状鉄道(株)	<u>○民営化（23年度以降）</u> ・事業完了後、株式を一部民間売却 ・府派遣職員についてもその時点で引上げ	・国土交通省の補助事業のため、出資金等の資金手当てや事業推進における国等との協議調整など、建設事業期間中は府の関与は不可欠 ・事業完了後は府が主導的役割を担う必要性が少なく、他の株主と協議し株式の一部売却を行い、民営化する ・その際、府派遣職員の引上げも検討	H20 ー H21 ー	・JR西との調整
	(財)大阪府下水道技術センター	<u>○廃止（19年度）</u>	・府内における下水道普及率の向上という法人の当初の役割は一定達成 ・継続が必要な流域汚泥処理事業等は府直営、市町村からの受託事業等は類似法人(大阪市下水道協会)に承継し、平成19年度末をもって法人を解散	H20 ー H21 ー	
	泉大津港湾都市(株)	<u>○民営化（20年度）</u>	・泉大津旧港地区再開発という法人の設立目的は達成したため、府の関与の必要性がなくなった ・ビル賃貸事業については完全民営化 ・マリーナ事業も、法人事業から分離し、法人を解散	H20 ー ※法人清算による株式配当の見込み H21 ー	
住宅まちづくり部	大阪府住宅供給公社	<u>○存続</u> ・賃貸事業は10年後に健全化 ・府営住宅管理は段階的に民間委託の導入を検討	・人件費削減や建替計画(後期分)の見直し等、経営の健全化を進める ・府営住宅の管理はより効率化を図る観点から段階的に指定管理者制度の導入を検討 ・人的・財政的な府の関与は段階的に縮減 ・法人を廃止することは、府の財政に多大な影響を及ぼす	H20 13.1億円 H21 14.0億円	・金融機関への対応 ・府営住宅管理のプロパー（約80名）への対応

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
住宅まちづくり部	(財)大阪府都市整備推進センター	<u>○存続</u> ・運営補助金の廃止 ・駐車場事業の民営化検討	・民間の動向、市町村のニーズを見極め採算性向上、独立採算に移行 ・まちづくり事業は人件費補助の見直し、駐車場事業は、許可基準の動向等を踏まえ民営化を検討	H20 0.04 億円 H21 0.6 億円	・駐車場事業に関する国通達の扱い
	(財)大阪府タウン管理財団	<u>○統合(23年度)</u> ・泉北地区の資産の早期処分 ・剰余金の府への寄付の可能性検討	・賃貸施設運営や駐車場運営など、民間事業者等と競合するものが多いため、泉北地区の資産の早期処分など事業縮小に努める ・残る霊園事業や土地信託事業等を実施するため、都市整備推進センターと統合する ・あわせて剰余金の府への寄付の可能性を検討	H20 — H21 —	・泉北地区の処分については堺市等関係機関との調整が必要
水道部	(財)大阪府水道サービス公社	<u>○廃止(20年度)</u> ・公共でないとは実施できないものは府で実施	・民間で実施可能なものは民営化に向けて準備中 ・水道施設の更新・補修に関する設計・積算関係業務や工事施行業者に対する監督業務など、民間で実施困難なものは、府で実施し、法人は廃止	H20 — H21 —	・プロパー職員、再雇用職員の処遇
教育委員会	(財)大阪国際児童文学館	<u>○廃止(21年度)</u>	・館や法人が担う機能は維持する必要があるが、効率性を高めるという観点から図書館へ蔵書を移転し、法人は廃止	H20 0.1 億円 H21 0.2 億円	
	(財)大阪府スポーツ・教育振興財団	<u>○自立化(21年度)</u> ・給食部門は市町村主体の運営として自立化 ・なみはやドームの指定管理からの撤退	・給食部門は市町村等を中心とした事業運営への転換を図り、府の人的関与等を見直し、自立化を進める ・なみはやドームの指定管理から20年度末をもって撤退し、スポーツ振興事業のうち必要なものは府で実施	H20 0.02 億円 H21 0.23 億円	

部局	法人名	方向性	考え方	効果	見直しに係る課題
教育委員会	(財)大阪府文化財センター	○ <u>存続</u> ・発掘事業については、市場化テストを導入	・発掘事業は府の代替的な役割を担ってきたが、国の動向も踏まえ、市場化テストを導入	H20 0.4 億円 H21 0.6 億円	
	(財)大阪体育協会	○ <u>存続</u> ・自主財源の確保と運営補助金の抑制	・全国的な組織であり、国体関係事業の実施には法人が必要 ・協賛金の確保など自主財源の充実に努める	H20 0.2 億円 H21 0.2 億円	

○補助金・委託料の削減（見込額，一般財源ベース）

20年度 36.8 億円

21年度 66.9 億円

※ただし、直営化に伴うコストは必要

公 の 施 設

公の施設

○基本的視点

- (1) 今日的意義に照らして必要な施設かどうか検討する。
- (2) 必要な施設であっても府立施設であることが最も有効かを検討し、社会的に有用な資産として最大限有効活用を図る。
- (3) 多額の府費を投入していることから廃止も含め、徹底したコスト縮減を図る（まず、平成20年度1,100億円目標達成を優先）。

○具体的な基準

- (1) 他の方法によるサービス提供が可能で、利用状況や今後の維持管理コストを勘案すると維持が困難なもの、機能集約が可能なものは廃止する。
- (2) 公の施設としての縦割りを排除することや同種の施設を集約することで施設の有用性を高められるものは、多機能化、集約化を図る。
- (3) 地元や利用者関係団体での管理も可能なものは、市町村や民間へ移管したり、市町村やNPO等との協働による新たな管理形態を追求する。
- (4) 上記に当てはまらず、存続する施設についても徹底したコスト縮減を図る観点から管理経費を見直し、規模の縮小や移転を行う。また、一定の収益が見込めるものは、府への利益還元を高める。
- (5) 加えて、適正な受益と負担となっているかという観点から、使用料の見直しを行う。

○ 公の施設の方向性

(27施設)

1 「廃止」するもの(8施設)

- | | | | |
|------------------------------|------------------|-----------------------|-----------------|
| <u>・弥生文化博物館</u> | <u>・体育会館</u> | <u>・臨海スポーツセンター</u> | <u>・青少年会館</u> |
| <u>・現代美術センター(新展開により別途検討)</u> | <u>・文化情報センター</u> | <u>・総合青少年野外活動センター</u> | <u>・国際児童文学館</u> |

2 「集約、多機能化」するもの(4施設)

- | | | | |
|---------------------------|--------------------------|-------------------------|----------------|
| <u>・近つ飛鳥博物館(←弥生文化博物館)</u> | <u>・女性総合センター(←青少年会館)</u> | <u>・中央図書館(←国際児童文学館)</u> | <u>・中之島図書館</u> |
|---------------------------|--------------------------|-------------------------|----------------|

3 「市との共同運営」、「市町村・NPO等との協働」、「市移管」するもの(3施設)

- | | | |
|----------------|---------------|-----------------|
| <u>・狭山池博物館</u> | <u>・花の文化園</u> | <u>・泉北考古資料館</u> |
|----------------|---------------|-----------------|

4 「民営化」、「民間管理」するもの(4施設)

- | | | | |
|-------------------|-------------------------|--------------|----------------|
| <u>・羽衣青少年センター</u> | <u>・青少年海洋センターファミリー棟</u> | <u>・府民牧場</u> | <u>・漕艇センター</u> |
|-------------------|-------------------------|--------------|----------------|

5 「移転」するもの(1施設)

- ・上方演芸資料館

6 「存続」するもの(7施設)

- | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|---------------|------------------------|
| <u>・近つ飛鳥風土記の丘</u> | <u>・門真スポーツセンター(←体育会館)</u> | <u>・国際会議場</u> | <u>・労働センター(←青少年会館)</u> |
| <u>・青少年海洋センター(←総合青少年野外活動センター)</u> | <u>・少年自然の家(←総合青少年野外活動センター)</u> | | <u>・大型児童館ビッグバン</u> |

(その他の施設)

「公の施設として廃止するもの」(1施設)

- ・健康科学センター

公の施設の方向性

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	PT 見直し案				
					見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由	課題
博物館等	1	弥生文化博物館 (教育委員会、和泉市)	H3	指定	【廃止・他施設に集約化】 ・近つ飛鳥博物館への移転・集約化 ・展示物、資料等を厳選の上、移転。施設は売却	H21 年度中に実施	H20 0.19 億円 H21 0.23 億円	・総合歴史博物館をめざすため、近つ飛鳥へ移転し集約化 ・ただ、池上曽根遺跡展示部分は周辺施設と一体的に運営する方が望ましいことから、市への移管も検討	・移設費用、改修費が必要 ・収蔵庫スペース等の確保
	2	近つ飛鳥博物館 (教育委員会、河南町)	H6	指定	【他施設との集約化】 他の博物館施設を集約化し、より一層のコスト縮減	H21 年度中に実施	H20 0.19 億円 H21 0.24 億円	・当該施設は府内最大規模を誇るため、博物館機能をここに集約化 ・府の総合歴史博物館に位置付け、弥生時代、古墳時代、飛鳥時代の遺跡、遺物を通じた歴史文化教育の拠点とするのが効果的	・他の展示物等を受入れるためには、館内展示物、収蔵物の再整理が必要。施設改修に伴う可能性 ・収蔵庫スペース等の確保
	3	近つ飛鳥風土記の丘 (教育委員会、河南町)	S61	指定	【存続・運営の一層の効率化】 近つ飛鳥博物館と一体的に管理していく中で、一層のコスト縮減	—	H20 — H21 —	古墳群として文化財指定され、府有施設として取得し保存・公開してきた経過から、府による管理が適当	—
	4	泉北考古資料館 (教育委員会、堺市)	S45	直営	【市へ移管又は移転・集約化】 ・まず堺市への移管を検討・協議 ・協議の結果、移管できない場合は、展示物、資料等を厳選の上、移転。施設は撤去又は有効利用	H21 年度中に実施	H20 0 H21 0	・施設が老朽化(設置以降 35 年以上が経過) ・市営公園内にあるが、駐車場はなくアクセスが脆弱。府民の利用者数も低調	・撤去の場合、撤去費用が必要であるが、費用対効果はあまり望めない ・移転費用、受入先の改修費必要 ・収蔵庫スペース等の確保
	5	狭山池博物館 (都市整備部、大阪狭山市)	H13	直営	【市との共同運営等による有効活用】 大阪狭山市との共同運営等による施設の有効活用や有料化、開館日の縮小、地域協働などの経営改善方を検討	H21 年度中に実施	H20 0.11 億円 H21 0.15 億円	・敷地が河川区域に位置することから民間への売却は困難 ・建設後 7 年しか経過しておらず、起債残高も多額。建物の有効活用策を検討すべき ・狭山池は地域協働の拠点であり、府市連携として共同運用による活用方を検討する方が望ましい	将来の大規模改修費用

※ 効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(管理費等)のみ反映

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	PT 見直し案				
					見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由	課題
スポーツ施設	6	体育会館 (教育委員会、大阪市)	S62	指定	【 廃止・売却 】 施設を廃止し、他施設に機能集約。跡地は売却	H23 年度中に実施	H20 ー H21 今後精査	・府立の総合体育館としての機能を門真スポーツセンターに集約し、より効率的な施設運営に努めるべき ・開設後約 20 年が経過し、今後、多額の施設改修費が見込まれる ・立地の良さなどを考慮	・入居団体の移転先の確保 ・利用申込み受付の打ち切り時期
	7	門真スポーツセンター (教育委員会、門真市)	H8	指定	【 存続・大幅なコスト縮減 】 ・府立の総合体育館として機能を集約 ・民間のみの指定管理者への移行 ・トレーニングルームの民間運営化など提供するサービスを精査 ・メインアリーナの仕様転換見直し ・競技団体や地域との協働による運営方策の検討 ・使用料の引き上げを検討		H20 0.32 億円 H21 0.45 億円	・全国的、国際的規模のスポーツ大会が実施できる施設 ・建設後約 10 年しか経過しておらず、起債残高も多額。建物の有効活用策を検討すべき ・建物規模が大きく、機能を有したままでの民間売却・経営が困難と予想	民間のみでの運営の可能性
	8	臨海スポーツセンター (教育委員会、高石市)	S59	指定	【 廃止・売却 】 施設を廃止し、売却	H21 年度中に実施	H20 0.03 億円 H21 0.05 億円	・施設が老朽化(S47年の設置以来35年が経過) ・利用者の6割がアイススケート場の利用者であるが、同種の施設整備が進んでいる	施設撤去費が必要。売却手法とあわせて検討する必要
	9	漕艇センター (教育委員会、高石市)	S44	指定	【 存続・民間管理に移行 】 競技団体等による管理により機能は存続	H21 年度中に実施	H20 0.01 億円 H21 0.02 億円	府内に同種の施設がなく、公園内に立地しており建物処分が困難なことを考慮し、競技団体等の管理により機能を存続	指定管理者が同一である臨海スポーツセンターの見直し時期との整合性
貸館施設等	10	女性総合センター (生活文化部、大阪市)	H6	指定	【 他施設との集約、多機能化 】 ・青少年会館廃止による機能集約施設の役割 ・館内機能や事業見直しによりスペースを創出。対象を女性以外にも拡大し総合センター化 ・事業、人員の見直しなど運営の効率化	H21 年度中に実施	H20 0.05 億円 H21 0.06 億円	・事業実施に必要な床面積に限定 ・会議室、ホールなど貸館は一般利用も多く、代替施設あり ・建設後 13 年しか経過しておらず、起債残高も多額であり、建物の有効活用が必要 ・青少年会館廃止に伴う代替施設の必要性	・実施事業の精査等による受入れスペースの確保及び受入れに伴う改修 ・料理教室など特殊仕様の部屋の取扱い ・青少年会館機能の集約化についてのドーンセンター・労働センターの役割分担

※ 効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(管理費等)のみ反映

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	PT見直し案				
					見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由	課題
貸 館 施 設 等	11	青少年会館 (生活文化部、大阪市)	S44	指定	【廃止・売却】 施設を廃止し、他施設に機能集約。跡地は売却	H20年度中に 実施	H20 0.34 億円 H21 0.82 億円	・市町村等による施設整備がすすみ、府の役割は縮小 ・各ホール・会議室等の利用率も漸減傾向 ・老朽化した建物の建替えは財政的に困難	・入居テナントの移転先 ・利用申込み受付の打ち切り時期 ・プラネットステーション(りそな銀行寄付)に関わる調整
	12	羽衣青少年センター (生活文化部、高石市)	H9	指定	【民営化】 府の事業を承継する団体に建物を譲渡。譲渡先がなければ廃止	H21年度中に 結論	H20 0.14 億円 H21 0.14 億円	・合築の大阪国際ユースホステルの利用者のほとんどがセンターを利用しており実質的に一体的施設 ・府からの事業承継として、大阪ユースホステルに移管するのが適当。移管が無理であれば、代替施設もあるため廃止	・大阪ユースホステル協会の負担減少方策の検討 ・移管する場合の公共性の担保方策 ・廃止する場合、合築のユースホステルとの整理
	13	国際会議場 (にぎわい創造部、大阪市)	H12	指定	【存続・府への利益還元額の増額】 一層の運営の効率化等により、府への利益還元額の増額を求める	H21年度中に 実施	H20 0.13 億円 H21 0.24 億円	・投資額も大きく、民間ベースで採算に乗せることは困難であるため、売却も難しい ・京阪中之島新線の開通やフェスティバルホール休館中(建替え)の影響などにより、経営環境は良好 ・運営会社である(株)大阪国際会議場は年3億円近い純利益を計上 ・建設後8年しか経過しておらず、起債残高も多額。売却は現実的でない	—
	14	労働センター (商工労働部、大阪市)	S53	指定	【存続・運営の一層の効率化】 ・北館、南館の活用方策や経費削減方策等運営の一層の効率化を図り、納付金を増額 ・青少年会館の廃止による機能集約施設としての役割を担う		H20 — H21 今後精査	・労働委員会や本庁の課が入居するなど府の庁舎との一体性が強い ・指定管理者より納付金収入もあり、短期的には府の財政負担は少ない ・宴会場、南ホールなど稼働率の低い設備が存在し、有効活用する必要	・本館は建設後約30年を経過。今後の大規模改修等に備える必要 ・青少年会館機能の集約化についての労働センター・ドーンセンターの役割分担

※ 効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(管理費等)のみ反映

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	PT 見直し案				
					見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由	課題
貸館施設等	15	現代美術センター (生活文化部、大阪市)	S55	指定	【 廃止(新展開により別途検討) 】 機能は大阪市西区江之子島(旧産業技術総合研究所跡地)に移転するとともに、各地の倉庫にある収蔵品を集約化し、経費を節減		H20 0.06 億円 H21 0.18 億円	・旧産業技術総合研究所跡地の売却コンペで、本機能の導入が盛り込まれており、売却も終了 ・府が先導して進めてきたアートと都市居住融合のまちのコンセプトづくりとしての機能	・移転時期 ・りんくうギャラリーの取り扱い ・移転先は府所有の建物であるがコンペ落札者の負担で必要な整備を実施。旧来の躯体(S13年建築)を活用するため、将来の大規模補修費等の備えが必要
	16	文化情報センター (生活文化部、大阪市)	S56	直営	【 廃止 】 公の施設としては役割を終えているため廃止	H20年度中に実施	H20 0.12 億円 H21 0.51 億円	・貸館業務は既に廃止 ・収集・提供している情報は紙媒体が中心であり、図書館等で代替可能	・主催事業については、廃止するもの、府文化課の業務として直接実施するものなどの精査が必要
宿泊研修施設	17	総合青少年野外活動センター (生活文化部、能勢町)	S42	指定	【 廃止・類似施設に集約化 】 学校行事等の受入れは、府立少年自然の家、府立青少年海洋センターが中心となって担う	H22年度末に実施	H20 0.26 億円 H21 0.32 億円	・施設の老朽化(設置以降 40 年が経過) ・他に代替施設あり	・廃止、撤去に多額の費用が必要 ・跡地利用のあり方
	18	青少年海洋センター (生活文化部、岬町)	S50	指定	【 存続・運営の一層の効率化 】 施設は存続するが、運営を一層効率化		H20 0.31 億円 H21 0.37 億円	・府内に代替施設が見当たらない ・学校行事の受入れ等府として一定の役割あり	施設が老朽化(設置後 30 年以上経過)しており、建物修繕費、耐震改修費用が必要
	19	青少年海洋センターファミリー棟 (生活文化部、岬町)	H6	指定	【 民営化 】 現状有姿で売却	H22年度中に結論	H20 - H21 今後精査	・リゾートホテルのような施設を府が運営する必要性は低い ・現状では府収支はプラスだが、将来的には多額の改修費用等が必要	起債の償還が必要
	20	少年自然の家 (教育委員会、貝塚市)	S60	指定	【 存続・他施設との集約化 】 能勢の野外活動センターを廃止し、学校行事等の受入は少年自然の家が中心になって担うこととし、運営を一層効率化		H20 0.10 億円 H21 0.13 億円	学校行事等の受入れ機能として必要(能勢の野外活動センターを廃止した場合の受け皿としても必要)	老朽化(開設後 20 年以上が経過)しており、近い将来、大規模改修が必要

※ 効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(管理費等)のみ反映

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	PT見直し案				
					見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由	課題
その他施設	21	上方演芸資料館 (生活文化部、大阪市)	H8	指定	【他の府有施設等に移転、規模縮小】 展示機能及び演芸ライブラリー機能のみ存続	遅くとも H22 年度末まで	H20 0.09 億円 H21 0.13 億円	・約5万件の寄贈資料の保存・展示は必要 ・貸館については、他の公共施設や民間施設などによって代替可能 ・資料の保存・展示、ライブラリーは低コストによる運営が可能	・移転先の確保 ・原状回復費用、移転費用 ・テナントオーナー、放送各局等の協力
	22	大型児童館ビッグバン (健康福祉部、堺市)	H11	指定	【存続・運営の一層の効率化及び資産処分】 ・業務内容の見直しによる管理委託料の削減 ・処分可能な資産の売却など収入確保の実施		H20 0.81 億円 H21 1.00 億円	・大型児童館(A型)の設置は都道府県に限定 ・府内各地域から利用され広域的施設としての役割あり ・建設後8年しか経過しておらず、起債残高・国庫補助金が多額 ・所蔵する時代玩具の有効活用を検討	将来の大規模修繕や更新費用
	23	花の文化園 (環境農林水産部、河内長野市)	H2	指定	【地元市町村・NPO等との協働、連携強化】 ・民間企業や地元南河内地域の市町村・NPO・ボランティア・森林組合等との協働、連携を強化し、運営の一層の効率化を検討 ・経営が改善されない場合は、将来的に廃止を検討		H20 0.11 億円 H21 0.18 億円	・地元南河内地域の市町村、森林組合、民間企業との運営面における連携強化の余地やNPO・ボランティア等とのさらなる協働を通じて運営の効率化を見極めることが必要 ・市街化調整区域内に位置し、また宮山遺跡が存し、施設の用途変更や開発を伴う民間への売却が困難 ・起債残高が多額	市町村、民間企業等の協力の可否
	24	府民牧場 (環境農林水産部、能勢町)	H11	指定	【民営化】 ・民間企業や酪農業者等による観光牧場としての経営の受け皿探しを検討 ・民営化できない場合は、民間企業の経営ノウハウの導入や地元豊能地域の市町・NPO等との運営面における連携強化を検討	H22年度中に結論	H20 0.05 億円 H21 0.08 億円	・動物とのふれあいの場の提供機能としては府が関与しつづける必要性は低い ・町が保有するには規模が過大	・起債の償還が必要 ・子牛の育成配布事業の受け皿機能

※ 効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(管理費等)のみ反映

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	PT 見直し案				
					見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由	課題
図書館等	25	国際児童文学館 (教育委員会、吹田市)	S59	指定	【廃止・他施設に集約化】 ・機能を中央図書館へ移設 ・同財団法人も廃止 ・施設は撤去、もしくは跡地利用について検討	H21 年度中に実施	H20 0.12 億円 H21 0.17 億円	・朗読や児童相談などの活動や機能は、中央図書館1階部分にある子供資料室(627 m ²)等で提供可能。集約化の方が効率的 ・利用者の多くは地元の市民であり、広域的施設とは言い難い ・現在 70 万冊の蔵書保存が課題でこれ以上増やせない状況。市町村図書館等との機能分担を明確にし、蔵書整理する必要	・移設費や運搬費 ・施設を撤去する場合には、撤去費必要 ・機能の移転の際、場合により中央図書館の改修が必要 ・必要な資料、機能の精査を行い、蔵書の整理での対応を検討
	26	中央図書館 (教育委員会、東大阪市)	H8	直営	【他施設との集約化】 ・スペースの整理統合を図り、他の施設にある書籍を集約 ・国際児童文学館の受入れ ・施設管理の一層の効率化	H21 年度中に実施	H20 0.54 億円 H21 0.72 億円	・広域図書館として市町村図書館、大学図書館と連携を強化し、一般図書から専門書までのフルセットのサービス提供から脱却するなど、府立図書館としてのあり方を再整理する必要 ・専門性・教養性(文化、芸術、学術、歴史、ビジネス、児童、女性など)の高い蔵書の提供に特化するなどして蔵書の整理を行い、国際児童文学館やドーンセンター、文化情報センターなどの書籍を集約化	・受入れスペースの確保 ・他施設からの移設の際、場合により改修が伴う可能性 ・必要な資料、機能の精査を行い、蔵書の整理での対応を検討する必要
	27	中之島図書館 (教育委員会、大阪市)	M37	直営	【他施設との集約化】 ・スペースの整理統合を図り、他の施設にある書籍を集約 ・施設管理の一層の効率化	H21 年度中に実施	H20 0.13 億円 H21 0.17 億円	・広域図書館として市町村図書館、大学図書館と連携を強化し、一般図書から専門書までのフルセットのサービス提供から脱却するなど、府立図書館としてのあり方を再整理する必要 ・専門性・教養性(文化、芸術、学術、歴史、ビジネス、児童、女性など)の高い蔵書の提供に特化するなどして蔵書の整理を行い、国際児童文学館やドーンセンター、文化情報センターなどの書籍を集約化	・受入れスペースの確保 ・他施設の移設の際、受入れる書庫の整理が必要 ・必要資料、機能の精査を行い、蔵書の整理での対応を検討する必要

※ 効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(管理費等)のみ反映

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	PT見直し案				
					見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由	課題
その他	1	健康科学センター (健康福祉部、大阪市)	H13	指定	【廃止】 公の施設としては廃止	H20年度中に 実施	H20 2.32 億円 H21 4.28 億円	健診事業やフィットネスは、民間 等でも実施されており、府として実 施する必要性は高くない	廃止後のスペースの有効活用 策

※ 効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(管理費等)のみ反映

[効果額(一般財源)合計]

・H20年度: 6.53 億円

・H21年度: 10.64 億円

主要プロジェクト等

主要プロジェクト

3プロジェクト（りんくうタウン・箕面森町（水と緑の健康都市）・泉佐野コスモポリス）の検証

- ・当初の事業成立見込が適切であったか、社会経済情勢の変化を踏まえた事業見直しが速やかに行われたかを中心に検証。

主要プロジェクトの総点検

3プロジェクトの検証結果を活かし、主要プロジェクトを総点検。

【対象事業】

- ・ 箕面森町
- ・ 彩都
- ・ 新名神高速道路（府関連事業）
- ・ 阪神高速大和川線
- ・ 安威川ダム
- ・ 槇尾川ダム
- ・ 阪南2区
- ・ 大阪モノレール（南伸）
- ・ 大阪外環状線鉄道


◆ 3 プロジェクト等の検証

1 りんくうタウン

計画立案段階

- 関空の機能を支援補完する事業として計画。
- S62年1月：公有水面埋め立て免許取得（埋立面積318.4ha 事業費1,709億円）
- 計画後も周辺地価が高騰し、企業の高い投資意欲と十分な採算性の見通しを背景に、土地利用計画委員会報告（H元年3月）などに基^づき、高度なインフラ整備を計画し、事業費が5,500億円に増大。（共同溝、マーブルビーチ、人工地盤、地域冷暖房、廃棄物真空輸送等の工事費の増）

バブル崩壊後の対応

- H2年 8月：21区画に54グループ分譲申込（131万円/㎡）
H2年 12月：15区画に15グループの進出企業の決定（残り6区画は選考のみ）

- 契約し手付金を徴した7グループ（駅北側7区画）から分譲代金の支払延期、未契約の8グループ（駅南側8区画）から契約締結の延期願い
- H6年9月の関空開港に向け、暫定利用や外資系企業誘致などに努力。その後2度の事業見直しも実施したが、H12年の包括外部監査による指摘まで、不採算となることを前提とした対応策を策定せず。
H7年見直し ⇒ 7,403億円（開発期間延長に伴う起債利息増等）
H11年見直し ⇒ 6,432億円（金利低下に伴う起債利息等の減等）
いずれも収支均衡を前提とした事業見直し
- H13年 事業計画の抜本の見直し。
⇒ 分譲価格引き下げ。財源不足額は一般会計、概成事業の利益等により対応。
事業費 H13年見直し 6,203億円（財源不足 1,941億円）
H15年見直し 5,900億円（財源不足 1,745億円）

【教訓】

- ① 企業の高い投資意欲と地価高騰による採算性の見通しを背景に、収入を前提とした過大な基盤整備を行ってきた。
- ② 空港支援目的と、そのための限られた工期設定のため、工事計画（護岸、埋立、インフラ）は、段階的整備などリスクを想定したものとなっておらず、結果的にバブル崩壊時においても大幅な計画見直しや工事費の削減はできなかった。
- ③ バブル崩壊後も関空開港のイパ^ク外への過度の期待があり、地価の下落が続く中でも抜本的な見直しが遅延した。
- ④ 当初は十分な採算性が見込まれ、有利子により資金調達したことにより、事業の長期化による金利負担が、採算面で大きなマイナス要因となっている。
- ⑤ 法令、規則に基づく会計処理ではあるが、決算書上では毎年度の損益計算を実施しない（事業完了が見込める段階で初めて損益に計上）ため、正確な経営状況の把握が遅延。

【府の負担（ロス）】

- * 一般会計による対応
- ・ 公共用地有償移管（公園・道路等）643億円
- ・ 一般会計施工（公園整備等）205億円
- * 概成事業の利益等を財源不足に充当。
1,745億円

2 箕面森町（水と緑の健康都市）

計画立案段階

○昭和52年：余野川ダム計画公表。（建設省）
→ 地元の反対と公的主体での周辺宅地開発の条件化

○H元年7月：府が住宅供給公社による土地取得を決定

⇒首脳部会議において方針決定
基礎的な調査（収支・環境等）が不十分

○H2年5月：住宅供給公社が154ha（140億円）の土地を取得。

○H3年7月：企業局が事業主体に決定（H3年9月議会承認）

バブル崩壊後の対応

○H8年2月：土地区画整理事業などの都市計画決定。

○H11年にオオタカの営業が発見され、H12年にオオタカ調査委員会を設置。
その報告提言により、オオタカの保全策や収支採算性を見直し、当初計画を縮小。

事業費 H9年2,011億円 → H13年985億円

- ・宅地造成区域は現在造成中の工区のみを縮小
- ・都市計画道路網の整備 など



H14年、企業会計から分離し、公共事業として実施。

⇒ オオタカの保全や地価下落等により事業採算は完全にとれなくなり、公共事業による都市基盤整備となる。

【教訓】

- ① 余野川ダム計画を進めるため、国・箕面市から開発者の早期決定を迫られたこと、まとまった用地が合理的な価格で取得できる見通しがあったことから、性急に住宅公社による用地先行取得に踏み切っており、当初の調査が不十分であった。（企業局が事業主体になった後、改めて調査を実施）
- ② 区画整理計画時、地価下落傾向を想定しない等、採算面の検討が不十分であった。
- ③ 当初、住宅需要を調査せず計画されていた集合住宅（約2,000戸）は、需要動向に基づく見直しにより、戸建て住宅に変更された。この結果、土地の高度利用が困難となり、採算性を悪くする要因となった。

【府の負担（ロス）】

*府費750億円
投入

3 泉佐野コスモポリス

計画立案段階

○関空開港のインパクトを活用し、新産業施設等の誘致・集積を図るため、第三セクター方式により進められた計画。

- ・S60年：推進機構設立
- ・S62年：(株)泉佐野コスモポリス設立
(H3年に用地集約の目途が立ったとして事業実施会社に移行)

○計画予定区域の大半が「近郊緑地保全区域」に指定。

⇒ 整備可能施設の制限や60%以上の緑地の確保義務が課せられるなど、当初から採算性を脅かしかねない厳しい条件が存在。

バブル崩壊後の対応

○H3年12月から用地買収を開始し、H6年11月に終結。

用地取得費は、H3年の銀行団からの500億円の融資に加え、H4年に府が70億円融資。銀行団に対して、H3年は知事名・H5年は商工部長名の念書を提出し、府主導の意識を強くしている。

(株)泉佐野コスモには用地買収責任者不在で面積相違が生じるなど、執行体制に疑問。

○H5年12月：府の大規模開発意見情報交換会において開発事業に消極的な意見が大勢



○H7年7月：府と銀行団で清算に向けて関係者協議を進めることで合意

○H9年2月議会に、会社所有地を公共（府・泉佐野市）が購入するなどの事業処理案と関連予算案を提案。（否決・予算案修正）

○H9年9月：民事調停を申し立て。H10年4月臨時議会に民事調停案及び関連予算案を提出（可決）。民事調停の成立を踏まえ、H10年9月に会社を解散し、同年10月に特別清算手続きを終結。

【教訓】

- ① 府としては民間のノウハウを活用するため、コーディネート役となっており、第三セクターへの職員派遣も行っていないことなどから、体制の曖昧さや実務執行上の責任者不在などの状況を的確に是正できなかった。（調停においても、出資者間で意識が食い違うなど、当初からリスク負担が明確になっていない。）
- ② 事業ありきで計画され、近郊緑地の指定に関する認識など事業計画に甘さがあった。
⇒誘致の見通しは、調査報告書（関西情報C）等においても極めて不明確。
- ③ H3年12月事業化にあたり採算性を再検討すべきであったが、土地集約も進んでおり、見直しや中止などの判断に至らなかった。

【府の負担（ロス）】

- ・用地取得
130.5億円
- ・貸付金債権の放棄
70億円
- ・出資毀損
1.6億円
など

借換債増発の経緯

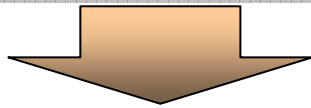
計画立案段階

平成 10 年 7 月（財政再建プログラム策定時）

- ・ 財政再建プログラムの検討を始めた 4 月時点の税収見込みよりも下方修正せざるをえなくなり、借換債を増発して減債基金残高を確保し、減債基金借入れを増やす案を推計に織り込む。
- ・ 財政課、再建チームで財政計画（フレーム）の試算をしていたが、借換債の増発はあくまで計画上の技術的な話という認識であり、副知事や知事には報告していない。

平成 13 年 8 月（行財政計画策定時）

- ・ 財政再建プログラムの前提よりも税収が下方修正されたことから、すでに織り込まれていた借換債増発の是非は議論にのぼらず。
- ・ 知事、副知事に対しては、減債基金借入れは禁じ手であるがやらざるをえないと説明していたが、その資金繰りである借換債の増発は、将来の話でもあり、個別に取り上げて説明せず。



【教訓】

- ① 借換債の増発は、平成 10 年の財政再建プログラム策定過程で緊急避難的に織り込まれていたが、その後さらに財政状況が悪化したことから、平成 16 年度当初予算では、逆に計画上の既定方針として実行された。計画段階では「将来の話」、実行段階では「既定方針」として処理されており、その時々においてその是非や公表についてきちんと議論されなかった。
- ② 当時は、団体や年度によって借換率に差がある中で、「借換債の増発は財政運営上の技術的な手法」という認識であったが、財政状況をよく見せる効果を持ちながら、将来の負担を増大させる手法であることから、真の財政状況や増発の影響を知事に説明して判断を仰ぐとともに、対外的にも明らかにすべきであった。

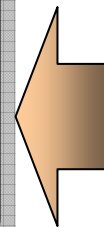
実行段階

平成 16 年 2 月（借換債の増発を予算計上）

- ・ 行財政計画に沿って、借換債の増発を前提として収支フレームを作成し、予算に計上。
- ・ 借換債の増発はすでに行財政計画に盛り込まれていたため重大な意思決定という認識はなく、予算への技術的な計上方法については財政課内で議論したが、借換債の増発そのものは総務部長、副知事にもきちんと説明していない。
- ・ 当時は、総務省ルールどおりに減債基金に積んでいない都道府県もあったが積極的に説明しておらず、府財政課でも借換債の増発を公表する意識がなかった。

平成 16 年夏（行財政計画策定開始時）

- ・ 行財政計画の策定作業にあたって、財政課から総務部長、副知事に借換債の増発をしていることを報告したが、知事には説明せず。
- ・ IR 資料には他の都道府県では掲載していない「借換債の発行実績、今後の見込み」を掲載した。これには借換債の増発分も含まれているが、増発分として明示はしていない。



平成 17 年 9 月（改革前倒しに向けた検討開始時）

- ・ 9 月議会代表質問に向けて知事レク。「将来の財政運営安定のために、収支をさらに改善させ、24 年度以降に向けて減債基金の残高を一定確保する必要がある」ことを説明。借換債増発について詳細には説明しなかった。